

九度山町第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

九度山町

ご挨拶

近年、少子高齢化の進行は社会に大きな影響を及ぼし、人口減少にも歯止めがかからない状況です。このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国においては、令和5年に「こども家庭庁」が発足し、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指す取り組みが始まりました。



九度山町では、令和2年3月に「九度山町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」を基本理念として、小中学校等入学祝金、子ども医療費助成の対象年齢の引上げ、小中学校等の給食費の無償化等、様々な子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、令和6年度で計画期間が満了となるため、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援のニーズを反映した「九度山町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、町の宝である子どもたちに対して、切れ目なく支援サービスが行き届き、成長を見守ることができる体制づくりを行うとともに、子育て家庭を社会全体で支援することができる環境整備をより一層促進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「九度山町子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、「九度山町子ども・子育て支援に関する調査」にご協力いただきました町民の皆さまに心からお礼申し上げます。今後とも、九度山町の福祉行政の推進にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

九度山町長 **岡本 章**

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1部 総論 | 1 |
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 第2章 九度山町の子ども・子育てを取り巻く現状 | 4 |
| 1 統計資料からみる現状 | 4 |
| 2 ニーズ調査結果の概要 | 20 |
| 3 第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況 | 34 |
| 4 九度山町の現状からみた課題 | 43 |
| 第3章 計画の基本理念と施策体系 | 45 |
| 1 計画の基本理念 | 45 |
| 2 計画の基本目標 | 46 |
| 3 施策体系 | 48 |
| 第2部 各論 | 49 |
| 第4章 施策の展開 | 49 |
| 1 子育て支援環境の推進 | 49 |
| 2 地域・家庭における子育て支援の充実 | 52 |
| 3 仕事と子育て生活の両立支援 | 58 |
| 4 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくりの推進 | 59 |
| 5 援助の必要な家庭への支援 | 64 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業の体制整備 | 66 |
| 1 提供区域の設定 | 66 |
| 2 教育・保育等の「量の見込み」と確保方策 | 67 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策 | 71 |
| 4 その他の提供体制 | 80 |
| 第6章 計画の推進体制 | 81 |
| 資料編 | 82 |
| 1 九度山町子ども・子育て会議設置要綱 | 82 |
| 2 九度山町子ども・子育て会議委員名簿 | 83 |
| 用語集 | 84 |

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速に少子化が進み、地域社会や家庭を取り巻く環境が変化する中、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、国の基本指針に即した市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上が図られてきました。また、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が開始されるなど、総合的な少子化対策が講じられてきました。しかしながら、少子化の進行や人口減少には歯止めがかかっていません。

こうした中、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。また、同法に基づき、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざす取り組みが始まりました。

九度山町（以下「本町」という。）では、平成27年3月に「九度山町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）、令和2年3月には「九度山町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実等、施策の展開を図ってきました。しかし、本町においても、少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時における保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、第2期計画が令和6年度をもって期間満了を迎えることから、本町の実情や第2期計画の進捗状況を踏まえ、新たに「九度山町第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

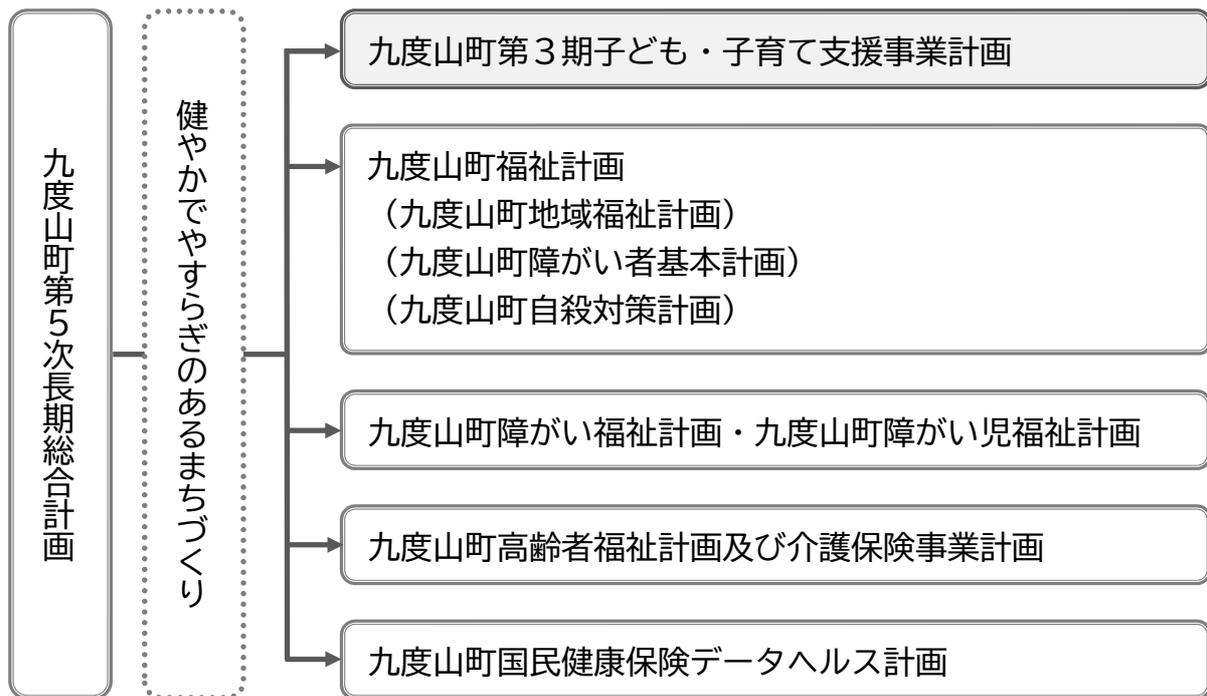
2 計画の位置付け

(1) 法令等の根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」および「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は、「九度山町第 5 次長期総合計画」の福祉施策の部門別計画として、「九度山町福祉計画」、「九度山町障がい福祉計画・九度山町障がい児福祉計画」、「九度山町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」等の関連計画との整合を図り策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



第2章 九度山町の子ども・子育てを取り巻く現状

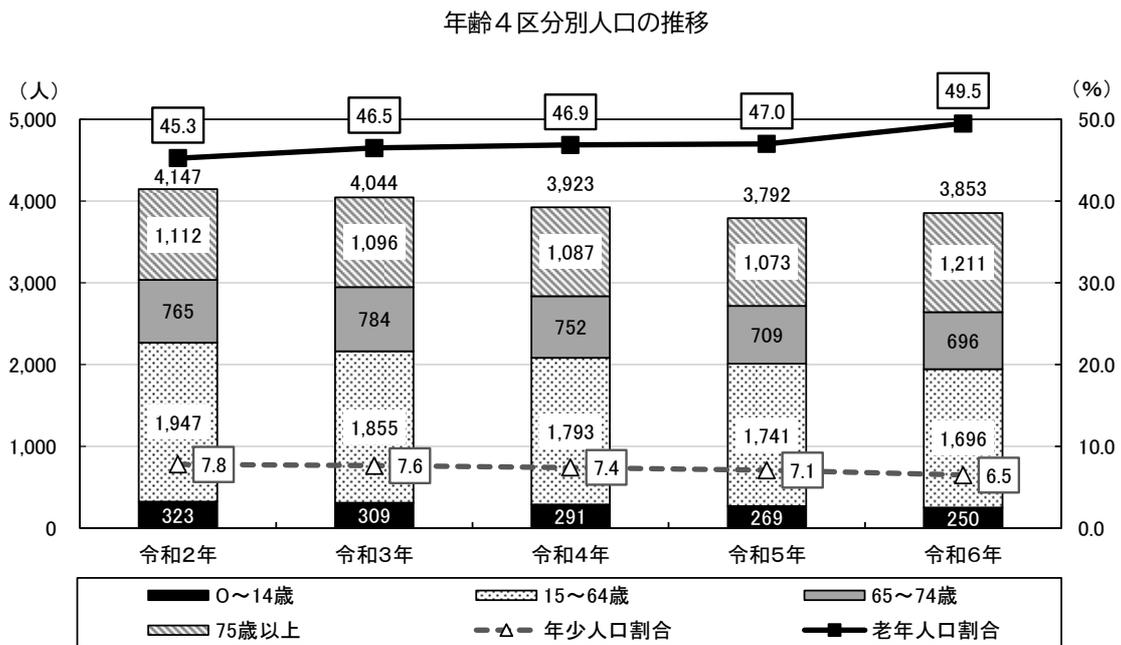
1 統計資料からみる現状

(1) 人口・世帯の現状

① 人口の推移

本町の人口推移をみると、令和2年以降減少が続いていましたが、令和5年から令和6年にかけては61人増加するとともに、高齢化率は2.5ポイント上昇しています。

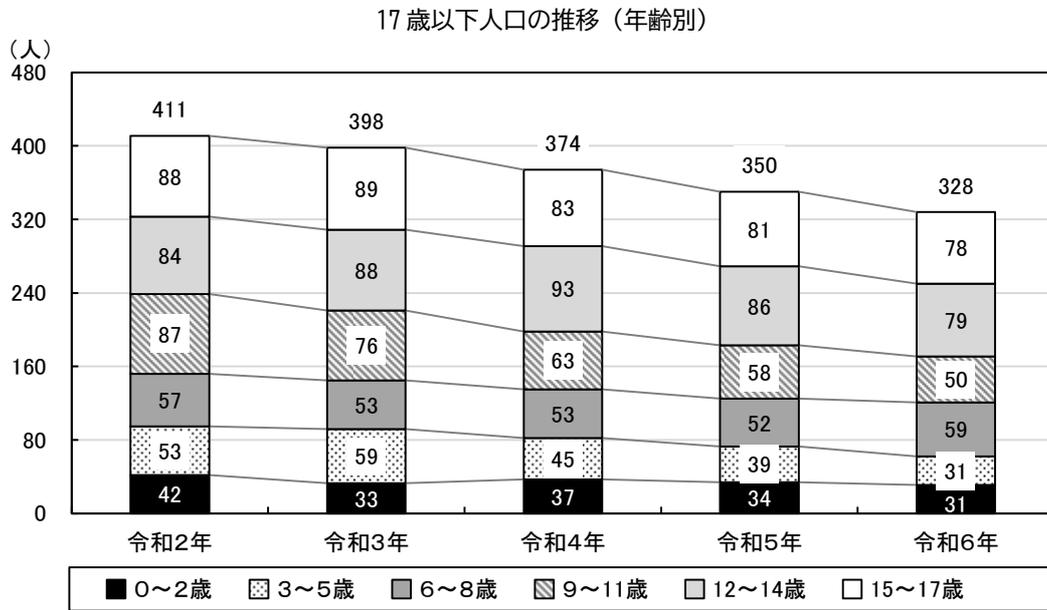
一方、年齢4区分別人口については、令和6年では0～14歳人口が250人、15～64歳人口が1,696人、65～74歳人口が696人、75歳以上人口が1,211人となっています。総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は6.5%、老年人口（65歳以上）の割合は49.5%となり、少子高齢化の傾向が継続しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 17歳以下人口の推移

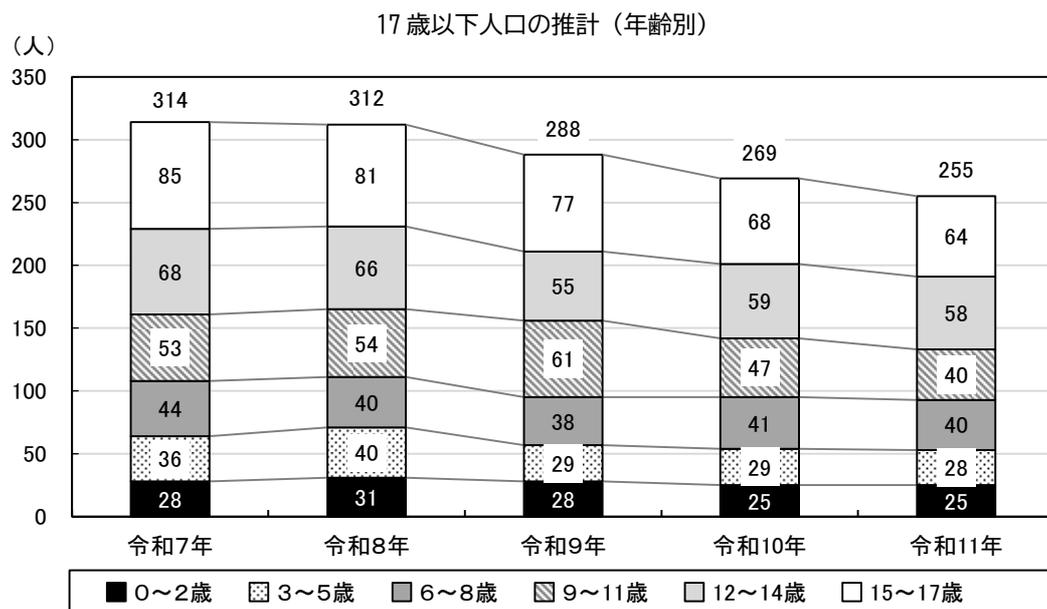
本町の0～17歳人口の推移をみると、令和6年は328人となり、令和2年と比較すると83人の減少となっています。各年齢層で減少傾向がみられますが、令和5年から令和6年にかけては6～8歳が増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 17歳以下人口の推計（令和7年～令和11年）

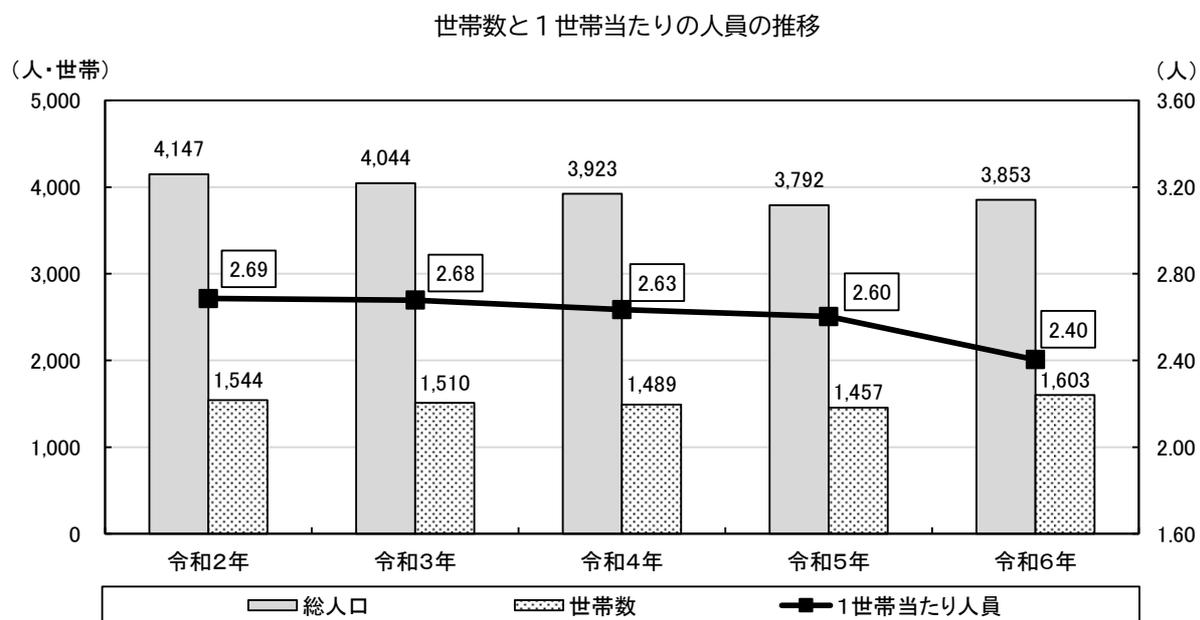
住民基本台帳の人口をもとにコーホート変化率法により将来人口を推計すると、令和11年では令和7年よりも59人程度の人口減が予測されます。



資料：住民基本台帳の令和2年～令和6年の人口をもとにコーホート変化率法により推計

④ 世帯の状況

本町の世帯数についてみると、減少傾向で推移していましたが、令和6年は増加に転じ、1,603世帯となっています。また、1世帯当たり人員も減少傾向にあり、令和6年では2.40人となり、令和2年より0.29人減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）/和歌山県の推計人口（世帯数）

⑤ 家庭類型別一般世帯数の推移

一般世帯数を家庭類型別にみると、単独世帯が増加し、核家族世帯、その他の世帯の減少傾向がみられます。

ひとり親世帯数は 20～30 世帯前後で増減しながら推移していますが、うち母子世帯数は平成 27 年から令和 2 年にかけて 9 世帯減少しています。

家庭類型別一般世帯数の推移

(単位:世帯)

| | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 令和 2 年 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 一般世帯総数 | 1,893 | 1,820 | 1,739 | 1,646 | 1,524 |
| 単独世帯(一人暮らし世帯) | 310 | 346 | 378 | 413 | 414 |
| 核家族世帯 | 1,036 | 999 | 954 | 947 | 872 |
| その他の世帯 | 547 | 475 | 407 | 286 | 238 |

資料：国勢調査

ひとり親世帯数の推移

(単位:世帯)

| | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 令和 2 年 |
|------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 母子世帯 | 24 | 22 | 28 | 29 | 20 |
| 父子世帯 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| 合計 | 25 | 24 | 30 | 30 | 22 |

資料：国勢調査

(2) 人口動態の推移

① 自然動態・社会動態の推移

本町の人口動態は自然減、社会減が続いていますが、令和5年度は社会増となっています。

自然動態と社会動態の推移

(単位:人)

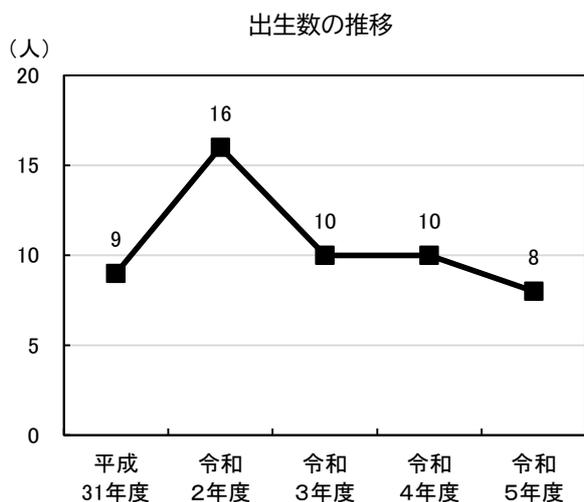
| | 自然動態 | | | 社会動態 | | |
|--------|------|-----|-------|------|------|-------|
| | 出生数 | 死亡数 | 自然増減数 | 転入者数 | 転出者数 | 社会増減数 |
| 平成31年度 | 9 | 96 | -87 | 66 | 119 | -53 |
| 令和2年度 | 16 | 65 | -49 | 49 | 103 | -54 |
| 令和3年度 | 10 | 90 | -80 | 68 | 109 | -41 |
| 令和4年度 | 10 | 98 | -88 | 51 | 94 | -43 |
| 令和5年度 | 8 | 91 | -83 | 262 | 118 | 144 |

資料：住民課（各年度3月末現在）

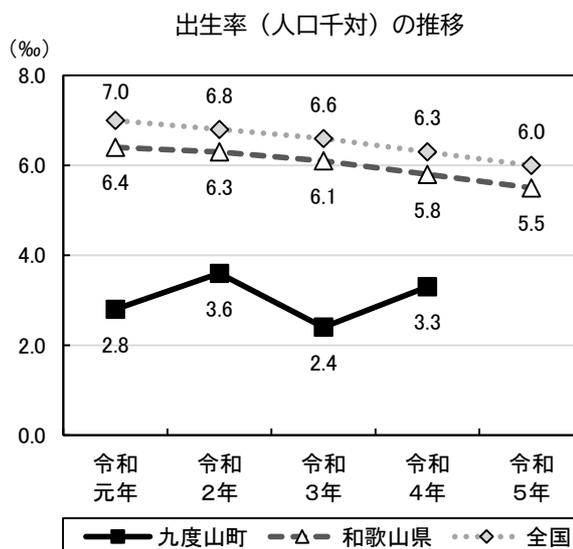
② 出生数および出生率の推移

本町の出生数の推移をみると、令和2年度をピークに減少傾向となっています。

出生率（人口千対）は3.0%前後で増減しながら推移していますが、全国および和歌山県の平均を下回る状況が続いています。



資料：住民課（各年度3月末現在）

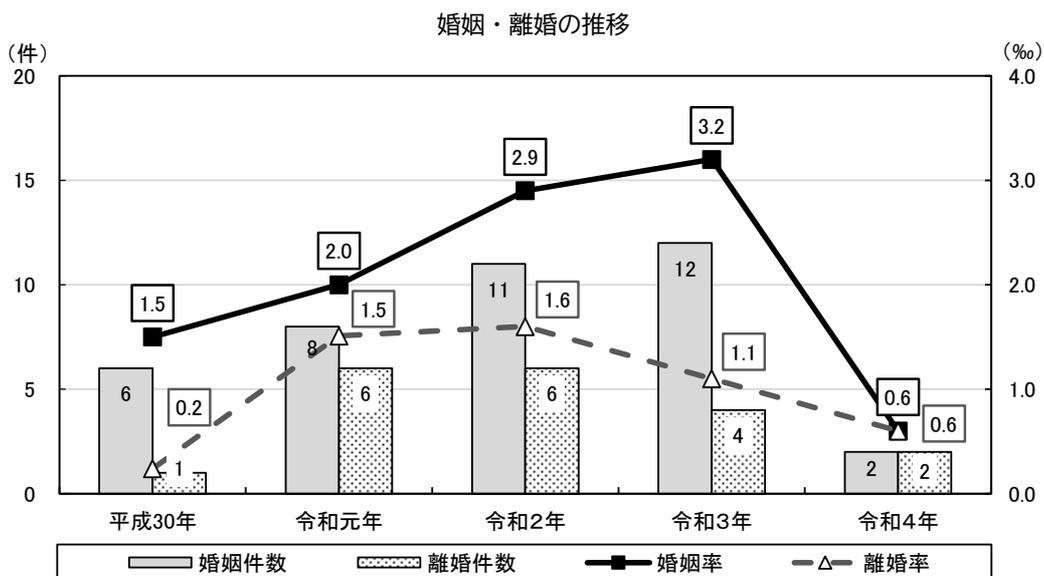


資料：和歌山県人口動態統計の概況
(令和5年のみ人口動態統計月報年計(概数))

(3) 婚姻・離婚等の動向

① 婚姻・離婚の推移

本町の婚姻件数・離婚件数の推移をみると、婚姻件数、婚姻率については平成30年以降増加が続いていましたが、令和4年には減少に転じ、それぞれ2件、0.6%となっています。一方、離婚件数、離婚率については令和2年をピークに減少しており、令和4年にはそれぞれ2件、0.6%となっています。



資料：和歌山県人口動態統計の概況

② 性別・年齢階級別未婚率の推移

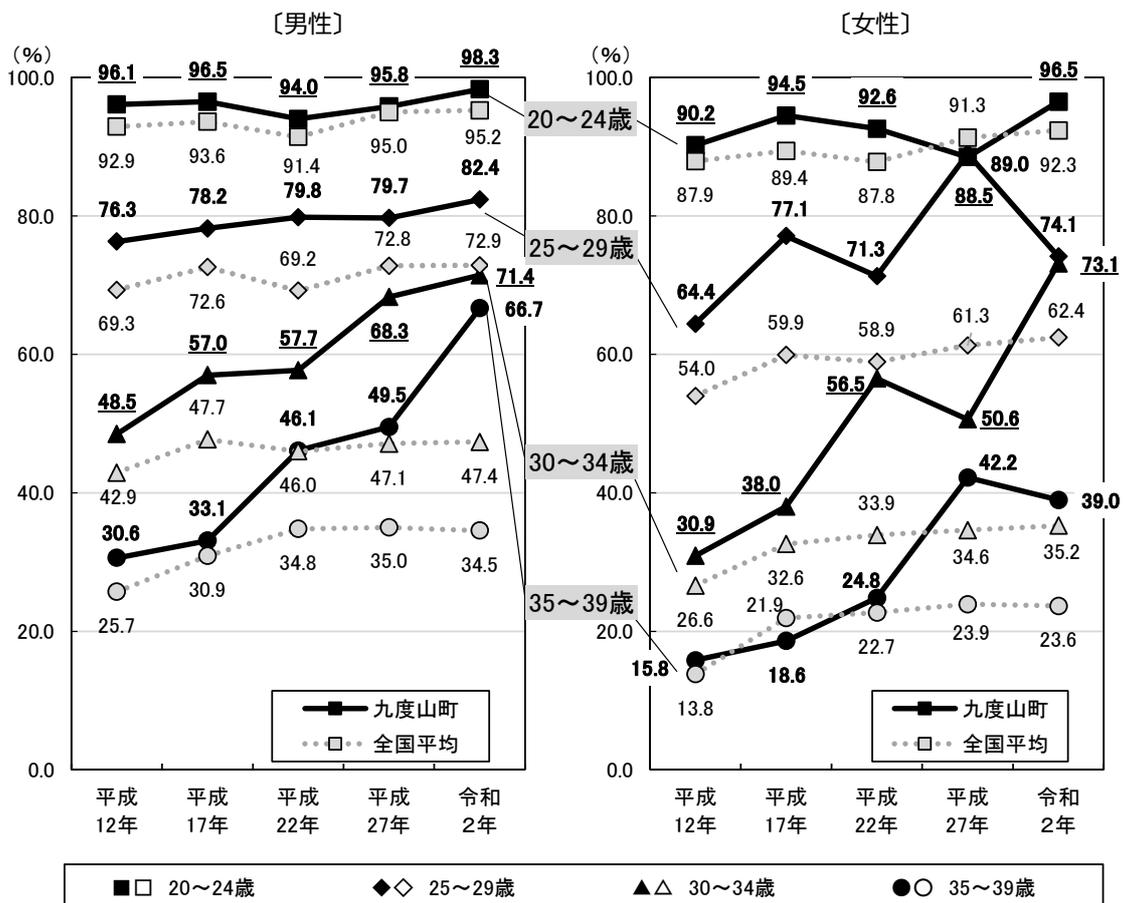
本町の性別・年齢階級別未婚率の推移について、平成27年と令和2年を比較すると、男性の未婚率は「20～24歳」、「25～29歳」、「30～34歳」、「35～39歳」でそれぞれ2.5ポイント、2.7ポイント、3.1ポイント、17.2ポイント上昇しています。

一方、女性の未婚率は「20～24歳」、「30～34歳」でそれぞれ8.0ポイント、22.5ポイント上昇し、「25～29歳」、「35～39歳」でそれぞれ14.9ポイント、3.2ポイント下降しています。

全体的に未婚率が上昇する傾向にあります。男性の「35～39歳」、女性の「30～34歳」で未婚率の顕著な上昇がみられます。

また、令和2年の未婚率を全国平均と比較すると、男性の「30～34歳」、「35～39歳」ではそれぞれ24.0ポイント、32.2ポイント、女性の「30～34歳」、「35～39歳」ではそれぞれ37.9ポイント、15.4ポイント上回る未婚率となっています。

性別・年齢階級別未婚率の推移

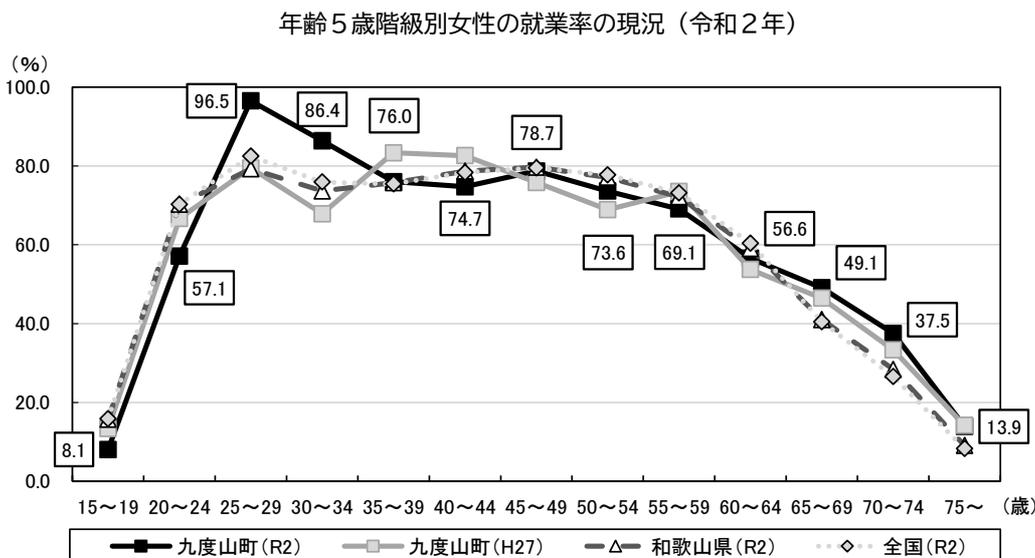


資料：国勢調査

(4) 就労の状況

① 年齢5歳階級別女性の就業率の現況

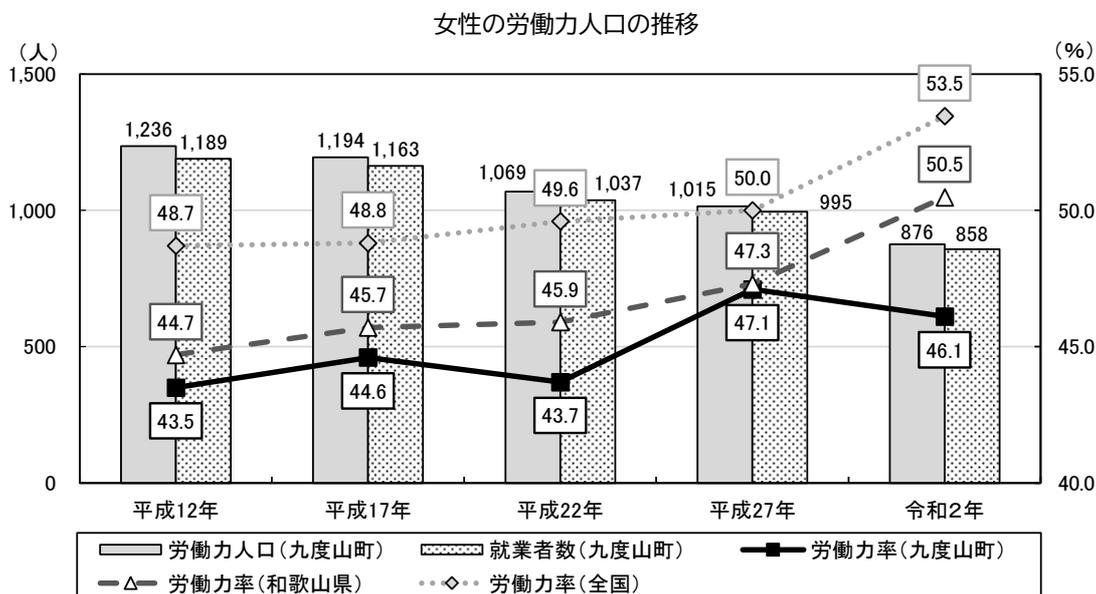
本町における年齢5歳階級別女性の就業率の現況をみると、平成27年には「30～34歳」が低くなるM字型曲線を描いていましたが、令和2年には解消されています。令和2年の全国および和歌山県の平均と比較すると、「25～34歳」では本町が顕著に上回っています。



資料：国勢調査

② 女性の労働力人口の推移

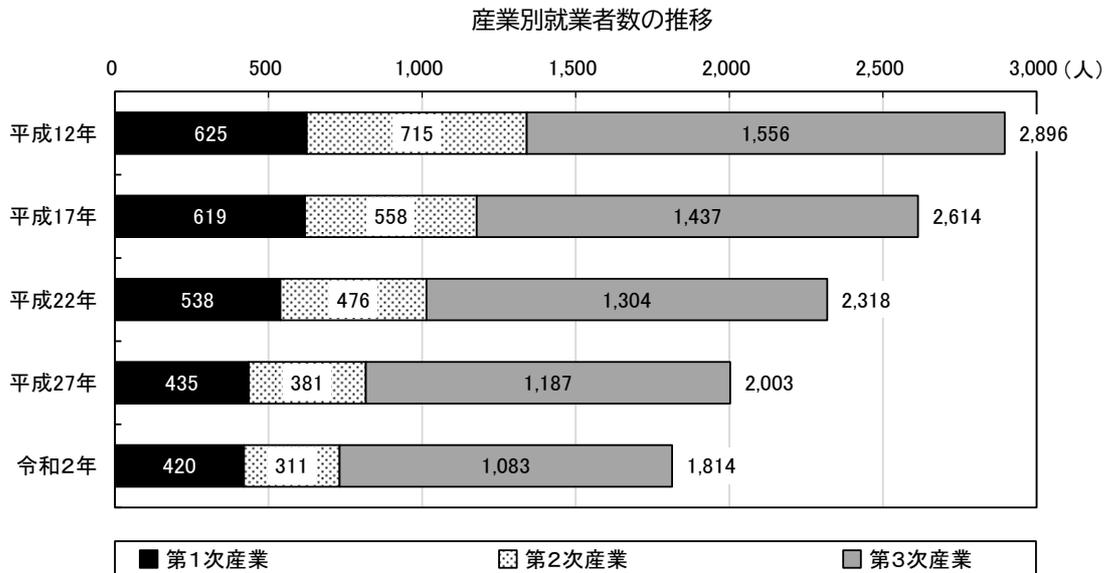
本町の女性労働力人口および女性就業者数は平成12年以降減少しており、令和2年ではそれぞれ876人、858人となっています。全国平均および和歌山県平均の女性労働力率が経年的に高まる一方、本町は平成27年から令和2年にかけて低下しており、全国・県との乖離が大きくなっています。



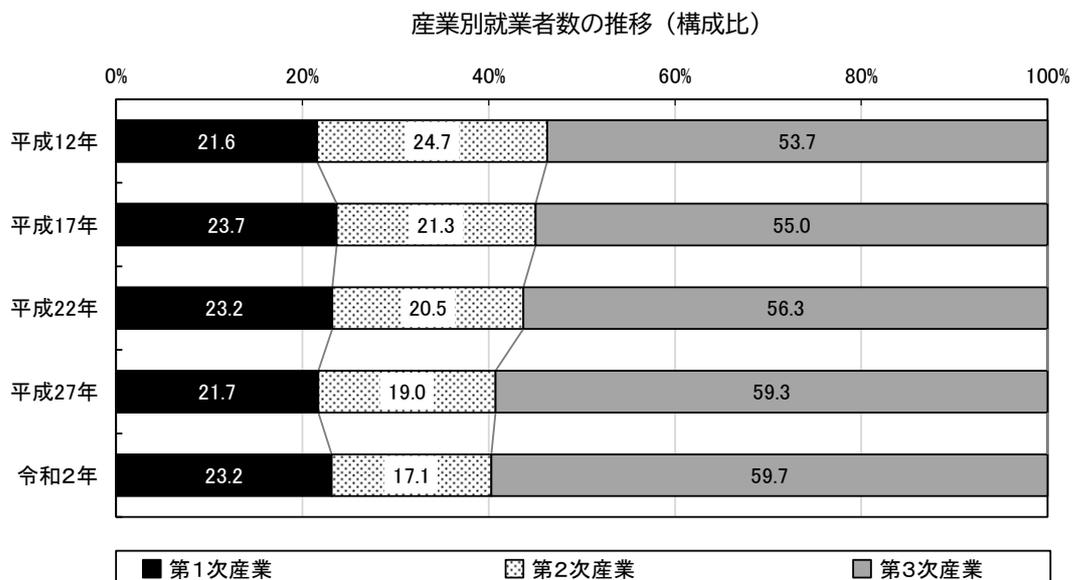
資料：国勢調査

③ 産業3分類別就業者数および構成比の推移

本町における産業3分類別就業者数および構成比の推移をみると、令和2年で第1次産業が420人、23.2%、第2次産業が311人、17.1%、第3次産業が1,083人、59.7%となっており、全産業とも就業者数は減少しています。また、平成12年以降、第2次産業の就業者割合の減少、第3次産業の就業者割合の増加が顕著にみられます。



資料：国勢調査

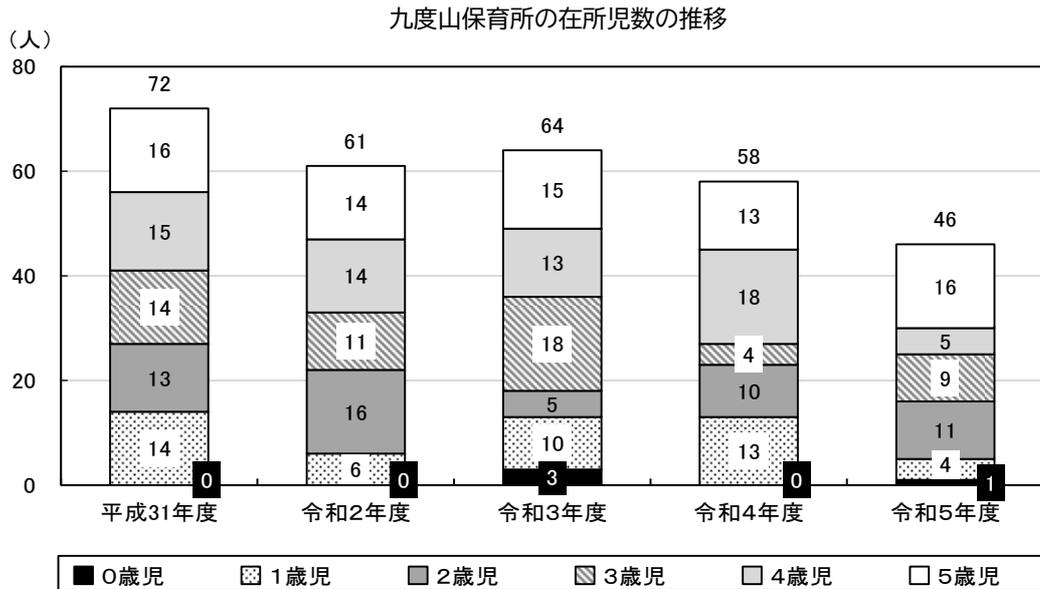


資料：国勢調査

(5) 教育・保育の状況

① 九度山保育所在園児数の推移

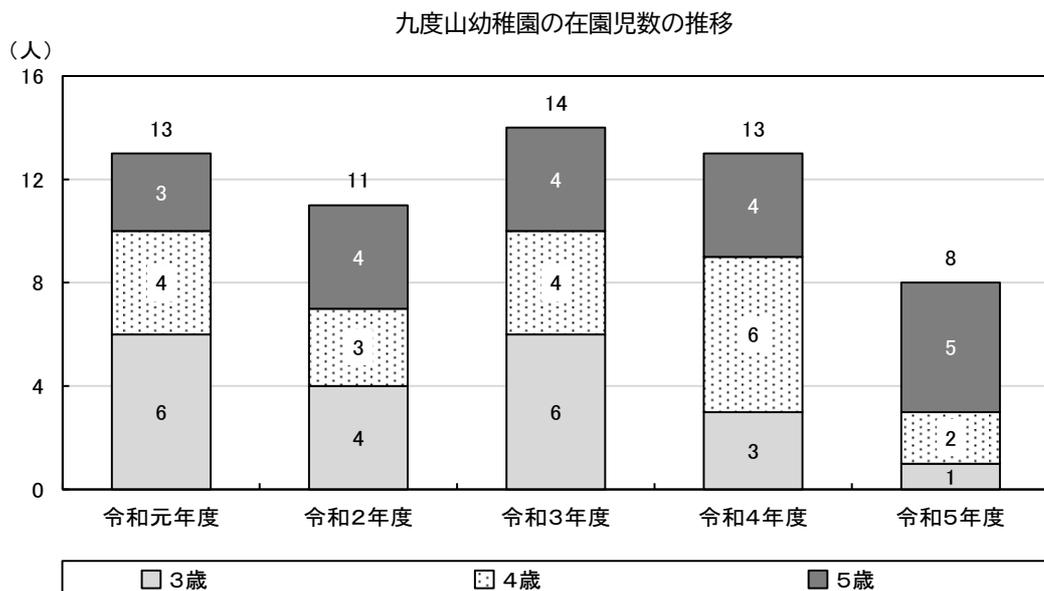
九度山保育所の在園児数の推移をみると、減少傾向で推移し、令和5年度の在園児数は46人となっています。



資料：福祉課（各年度4月1日現在）※広域入所児童含む

② 九度山幼稚園在園児数の推移

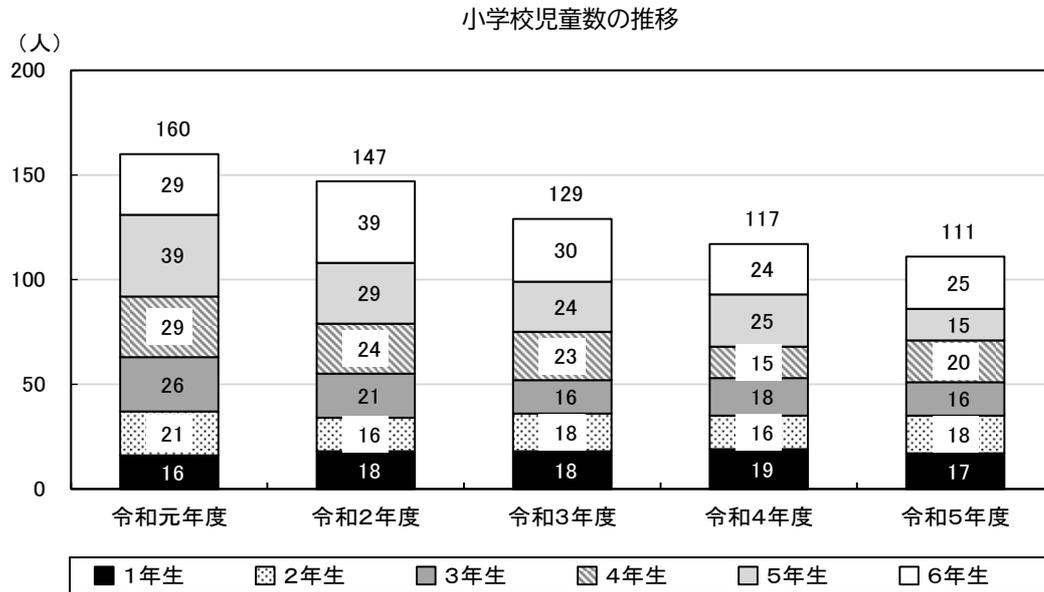
九度山幼稚園の在園児数は10人台で推移していましたが、令和5年度は8人となっています。



資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

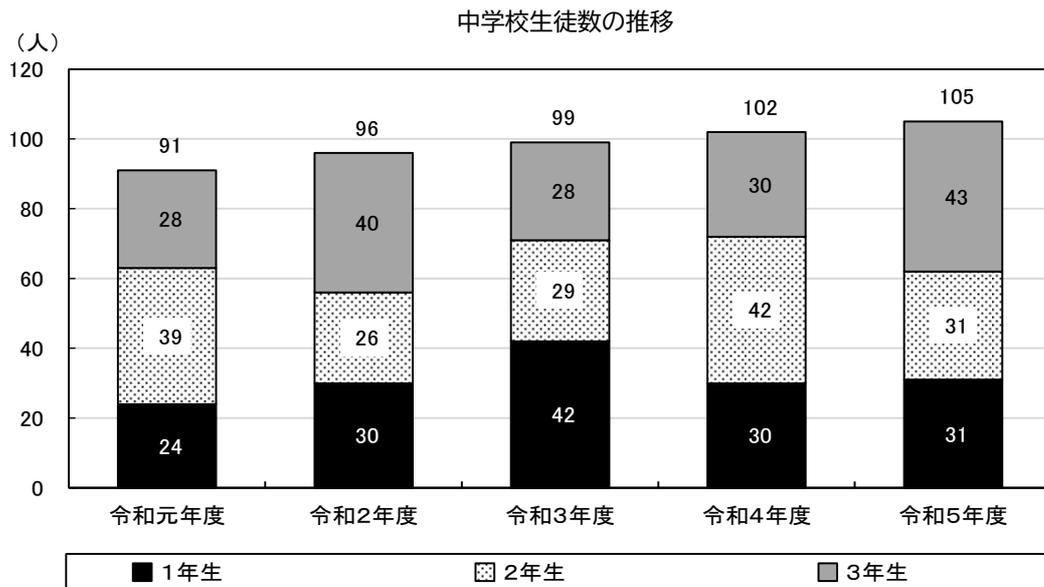
③ 小学校児童数の推移

本町の小学校児童数の推移をみると、令和元年度以降減少傾向にあり、令和5年度の児童数は111人となっています。



④ 中学校生徒数の推移

本町の中学校生徒数の推移をみると、令和元年度以降微増傾向にあり、令和5年度の生徒数は105人となっています。



(6) 教育・保育サービスおよび地域子ども・子育て支援事業の状況

1) 教育・保育サービス

① 1号認定

幼稚園での1号認定については、量の見込みを下回り、10人前後で推移しています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人 | 14 | 18 | 15 | 14 | 11 |
| 確保の内容 | 人 | 14 | 18 | 15 | 14 | 11 |
| 実績 | 人 | 10 | 14 | 13 | 8 | 12 |

② 2号認定

保育所での2号認定については、令和2年度以降量の見込みを下回り、減少傾向で推移しています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人 | 46 | 57 | 47 | 46 | 34 |
| 確保の内容 | 教育 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 保育 | 46 | 57 | 47 | 46 | 34 |
| 実績 | 教育 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 保育 | 39 | 46 | 35 | 30 | 23 |

③ 3号認定

保育所での3号認定については、令和3年度と令和4年度を除いて量の見込みを下回り、20人前後で推移しています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人 | 26 | 17 | 23 | 23 | 21 |
| 確保の内容 | 人 | 26 | 17 | 23 | 23 | 21 |
| 実績 | 人 | 22 | 18 | 23 | 16 | 15 |
| | うち0歳 | 0 | 3 | 0 | 1 | 2 |
| | うち1歳 | 6 | 10 | 13 | 4 | 7 |
| | うち2歳 | 16 | 5 | 10 | 11 | 6 |

※1号～3号の認定区分については67ページを参照ください。

2) 地域子ども・子育て支援事業

① 延長保育事業（時間外保育事業）（0～5歳）

延長保育事業の利用状況をみると、令和2年度を除いて利用者数は量の見込みを下回っています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人 | 36 | 36 | 33 | 33 | 27 |
| 確保の内容 | 人 | 36 | 36 | 33 | 33 | 27 |
| 実績 | 人 | 42 | 24 | 25 | 23 | 14 |

② 放課後児童健全育成事業（小学生）

放課後児童健全育成事業の利用状況をみると、量の見込みを下回り、50人前後で推移しています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人 | 72 | 64 | 60 | 57 | 64 |
| 確保の内容 | 人 | 72 | 64 | 60 | 57 | 64 |
| 実績 | 人 | 58 | 49 | 49 | 49 | 55 |

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）（0～5歳）

子育て短期支援事業の利用状況をみると、令和3年度と令和5年度に1人日ずつ利用がありました。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人日 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| 確保の内容 | 人日 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| 実績 | 人日 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |

④ 地域子育て支援拠点事業（0～2歳）

地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、令和5年度に387人回の利用がありました。地域子育て支援センターと、令和4年度に開始した「集まれ！！Chicks & Mommy」の2か所で事業を行っています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人回 | 65 | 75 | 72 | 70 | 67 |
| 確保の内容 | 人回 | 65 | 75 | 72 | 70 | 67 |
| 実績 | 人回 | 0 | 0 | 145 | 387 | - |

⑤ 一時預かり事業（0～5歳）

一時預かり事業の利用状況をみると、幼稚園での預かり保育については、令和2年度を除き量の見込みを上回り、令和3年度以降減少傾向で推移しています。一時預かりについては、各年度で量の見込みを下回っています。

■幼稚園での預かり保育（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（3～5歳））

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人日 | 235 | 217 | 212 | 212 | 177 |
| 確保の内容 | 人日 | 235 | 217 | 212 | 212 | 177 |
| 実績 | 人日 | 66 | 367 | 328 | 279 | - |

■一時預かり（在園児を除く一時預かり事業（0～5歳））

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人日 | 374 | 448 | 374 | 374 | 300 |
| 確保の内容 | 人日 | 374 | 448 | 374 | 374 | 300 |
| 実績 | 人日 | 0 | 0 | 8 | 6 | - |

⑥ 妊婦健診事業

妊婦健診事業の実施人数をみると、令和2年度を除き量の見込みを下回り、減少傾向で推移しています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人 | 19 | 19 | 18 | 18 | 18 |
| 確保の内容 | 人 | 19 | 19 | 18 | 18 | 18 |
| 実績 | 人 | 24 | 13 | 14 | 12 | - |

※病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は量の見込み・確保の内容が0のため、省略しています。

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の状況をみると、量の見込みを下回り、10人前後で推移しています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人 | 19 | 19 | 19 | 18 | 18 |
| 確保の内容 | 人 | 19 | 19 | 19 | 18 | 18 |
| 実績 | 人 | 14 | 9 | 11 | 8 | - |

⑧ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の状況をみると、量の見込みを上回り、10人前後で推移しています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 確保の内容 | 人 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実績 | 人 | 14 | 9 | 11 | 8 | - |

⑨ 利用者支援事業

利用者支援事業の状況をみると、量の見込みと同様の1か所（母子保健型）で推移しています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保の内容 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

■地域子ども・子育て支援事業の内容

| 事業名 | 事業内容 |
|------------------------|--|
| 延長保育事業 (時間外保育事業) | 保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。 |
| 放課後児童健全育成事業 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。 |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児およびその保護者同士が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 |
| 一時預かり事業 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。 一時預かり事業は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(3～5歳)」と「在園児を除く一時預かり事業(0～5歳)」の2種類があります。第3期計画では、それぞれ「一時預かり事業(幼稚園型)」と「一時預かり事業(幼稚園型以外)」として表記します。 |
| 妊婦健診事業 | 妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行い、また適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。 |
| 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育や支援の実施を確保する事業です。 |
| 利用者支援事業 | 子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 |

※本町では、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は実施していません。

2 ニーズ調査結果の概要

(1) ニーズ調査の概要

| | |
|-------|--|
| 調査の目的 | 本調査は、令和6年度に行う「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや九度山町の子育て支援サービスの利用状況および利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、住民意向調査（ニーズ調査）として実施しました。 |
| 調査設計 | 調査対象地域：九度山町全域 調査対象者：九度山町在住の「就学前児童」および「小学生」のいる全世帯・保護者 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0～6歳）、小学生（1年生～6年生）を抽出 調査期間：令和6年3月18日（月）～令和6年3月25日（月） 調査方法：郵送配付・郵送回収による郵送調査法 |

| 調査種類 | 調査対象者数 (配付数) | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----------|-----------------|-------|-------|
| 就学前児童・小学生 | 136件 | 65件 | 47% |

【ニーズ調査結果の見方】

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- 数量回答は、数字を直接記入する形の回答です。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 調査結果の概要

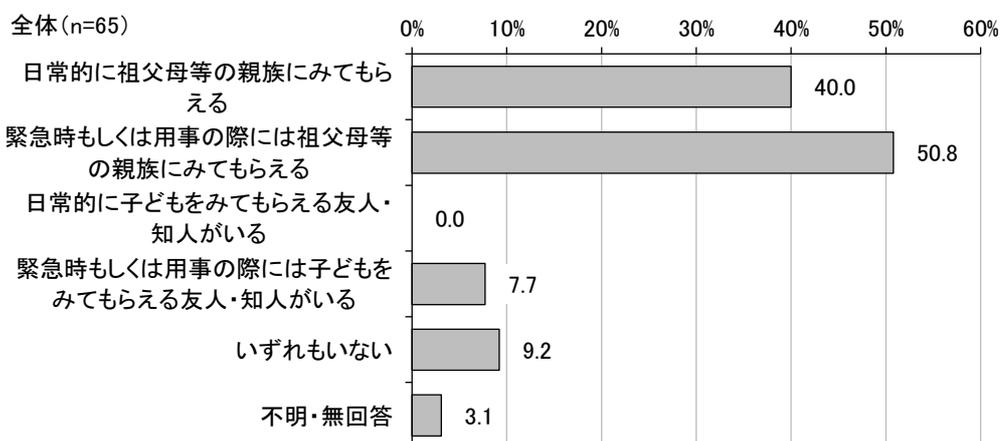
① 子どもの育ちをめぐる環境について（就学前児童、小学生）

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高く、近隣に祖父母等の親族が住んでいる状況がうかがえます。

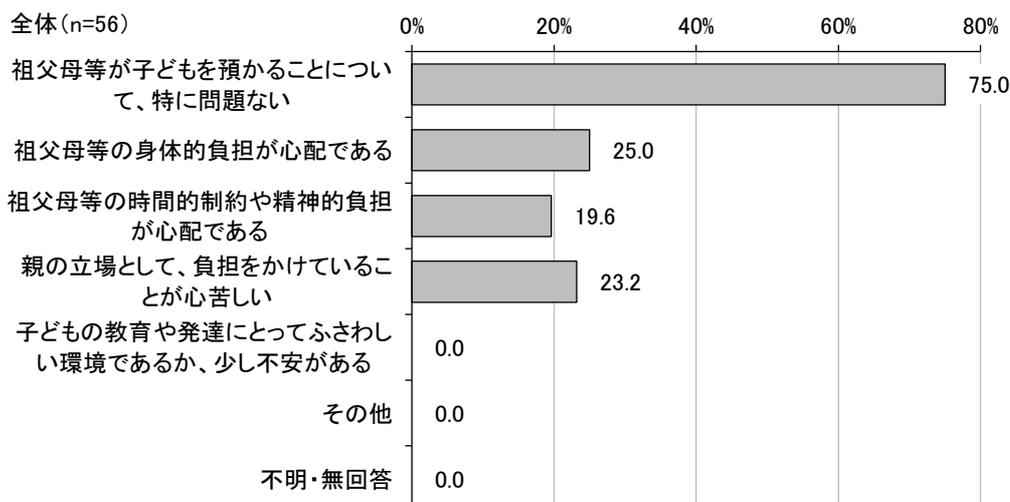
一方、祖父母等の親族にみてもらっている状況については、「祖父母等が子どもを預かることについて、特に問題ない」が最も高くなっていますが、祖父母等の身体的、精神的負担への心配の声も高くなっています。

子育てをする上での相談相手（場所）については、「祖父母等の親族」や「友人や知人」の割合が高くなっています。

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

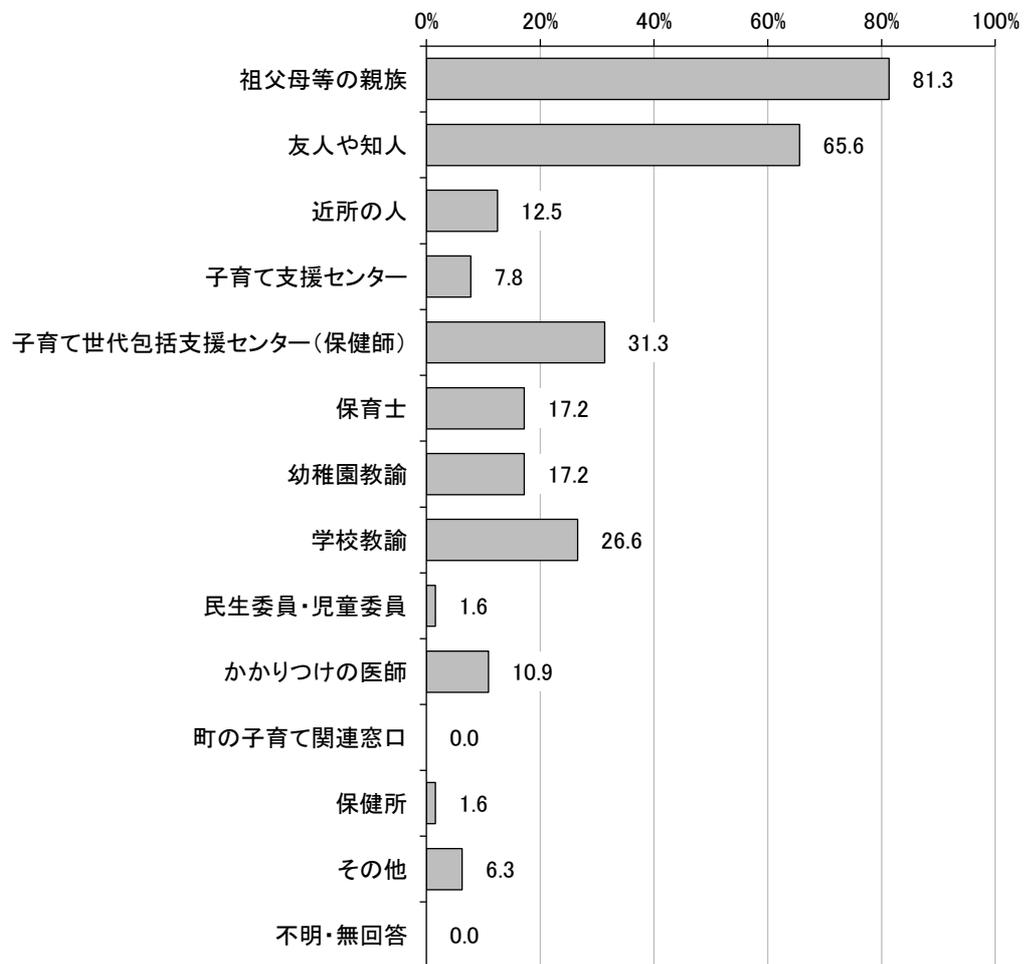


■祖父母等の親族にみてもらっている状況〈複数回答〉



■子育てをする上での相談相手や相談できる場所（相談できる人や場所が「いる/ある」と回答した人のみ）〈複数回答〉

全体 (n=64)

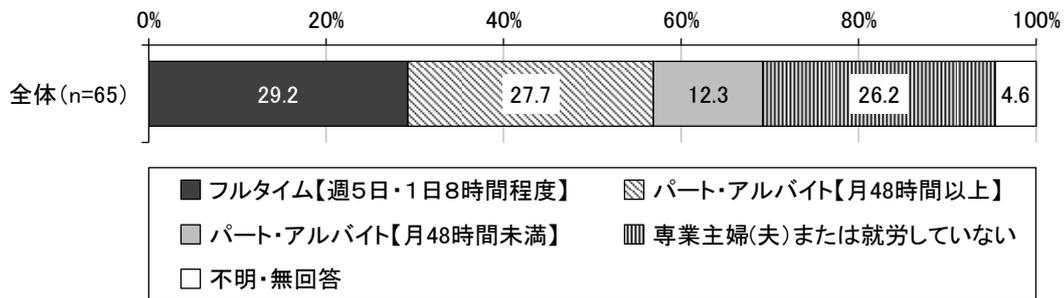


② 保護者の就労状況について（就学前児童、小学生）

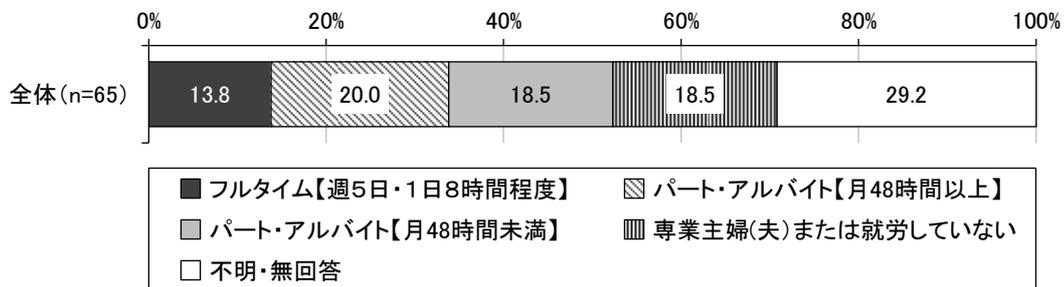
母親の就労状況については、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」、「パート・アルバイト【月48時間以上】」、「専業主婦（夫）または就労していない」がそれぞれ2割台後半となっています。

また、1年以内の就労希望については、「パート・アルバイト【月48時間以上】」が2割、「パート・アルバイト【月48時間未満】」、「専業主婦（夫）または就労していない」がそれぞれ1割台後半となっています。

■母親の就労状況〈単数回答〉



■母親の1年以内の就労希望〈単数回答〉

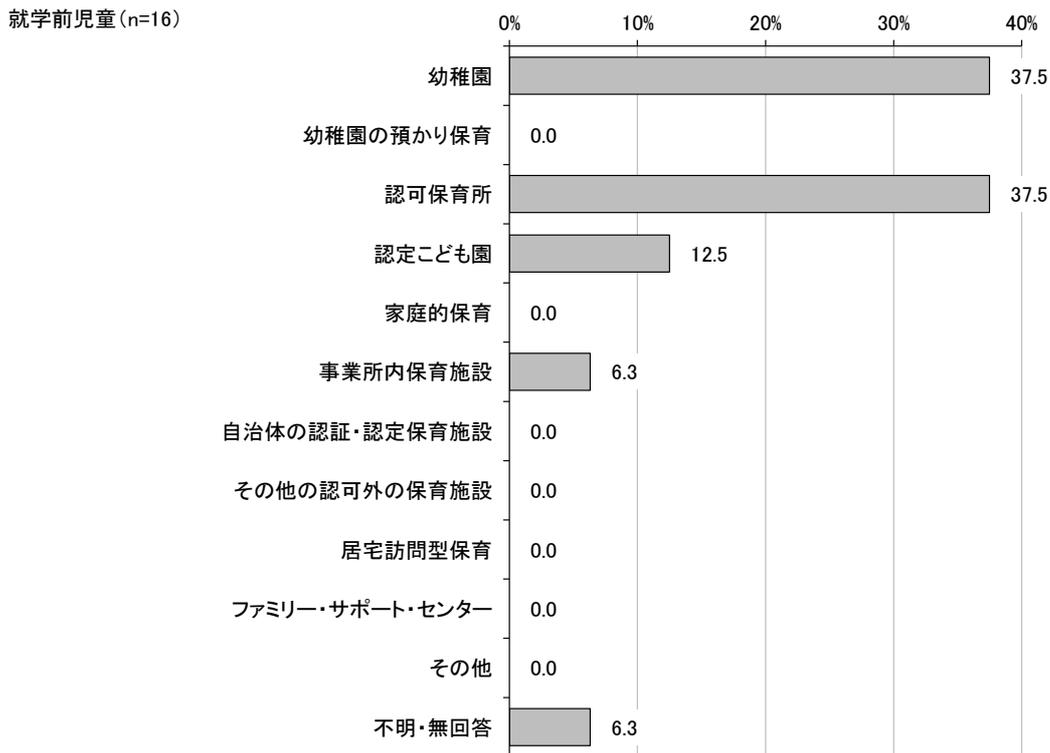


③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（就学前児童）

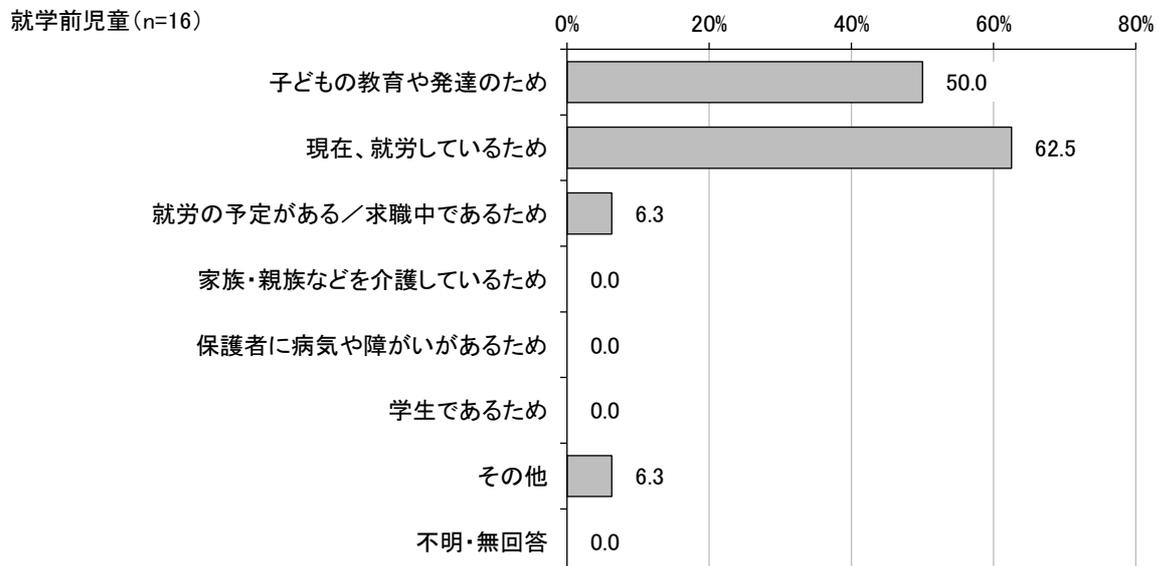
平日に利用している教育・保育事業については、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」と「認可保育所」がともに3割台後半で最も高く、次いで「認定こども園」が1割台前半となっています。

平日、定期的に教育・保育事業を利用している主な理由については、「現在、就労しているため」が6割台前半で最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が5割となっています。

■平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉

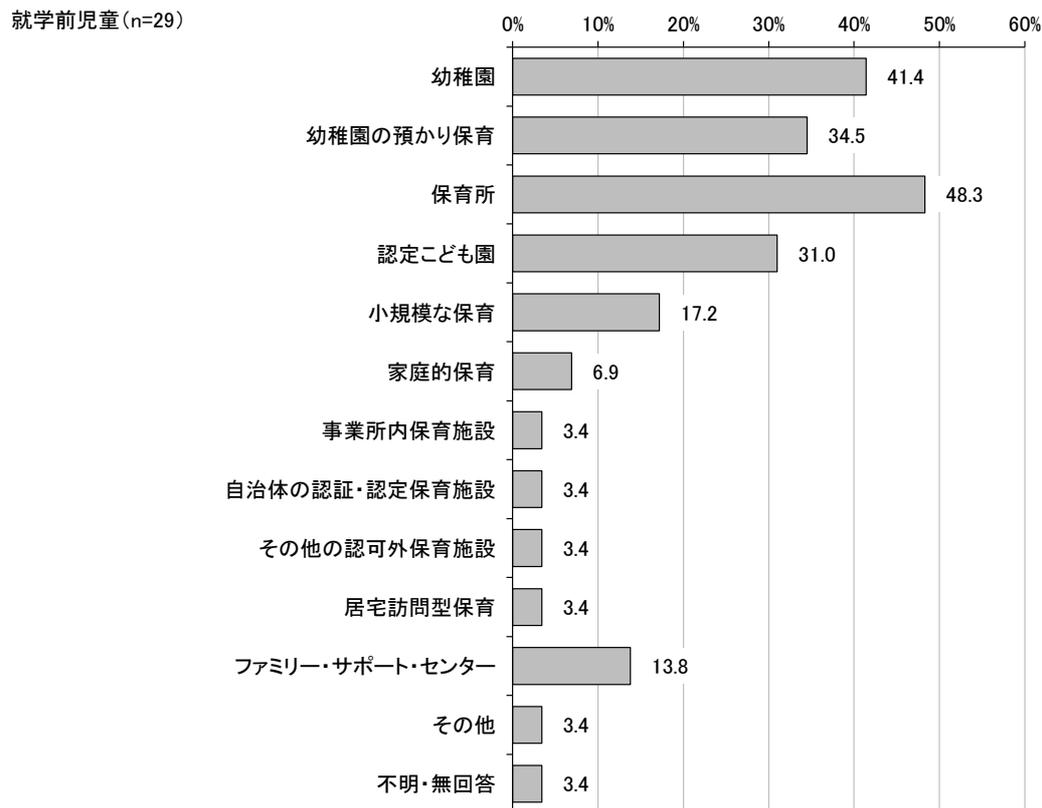


■平日、定期的に教育・保育事業を利用している主な理由〈複数回答〉

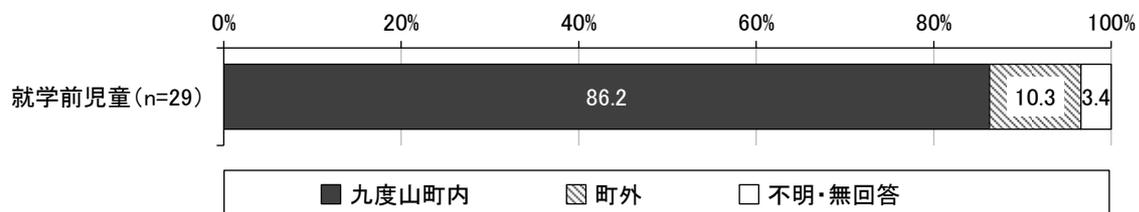


今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業では、「保育所」が4割台後半で最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が4割台前半、「幼稚園の預かり保育」が3割台半ば、「認定こども園」が3割台前半となっています。また、教育・保育事業を利用したい場所については、「九度山町内」が8割台半ばとなっています。

■現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業〈複数回答〉



■教育・保育事業を利用したい場所〈単数回答〉

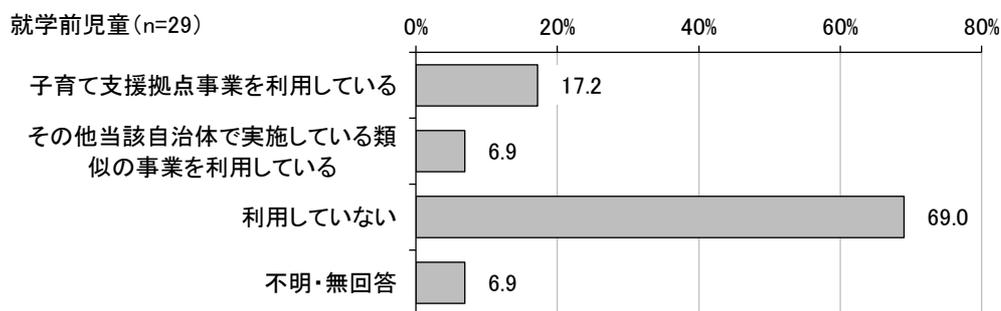


④ 地域の子育て支援拠点事業について（就学前児童）

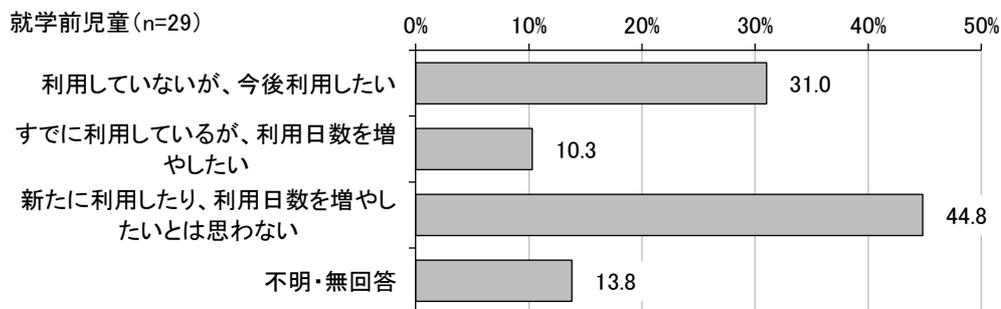
地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「子育て支援拠点事業を利用している」が1割後半、「その他当該自治体で実施している類似の事業を利用している」は1割未満となっています。一方、「利用していない」は全体の約7割を占めています。

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が4割半ばを占めていますが、「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、利用日数を増やしたい」を合わせると4割前半となり、利用意向も高いことがうかがえます。

■現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況〈単数回答〉

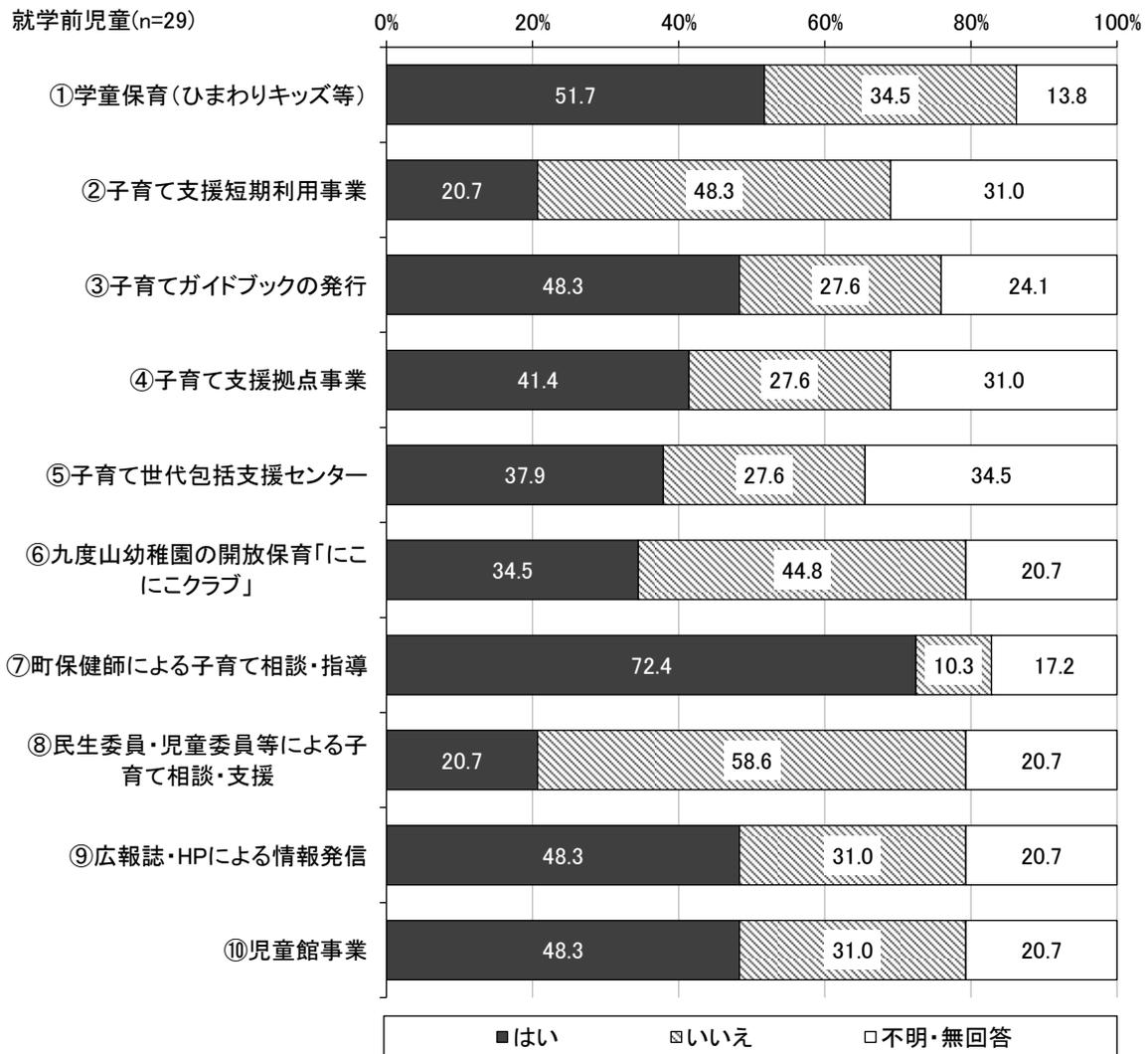


■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向〈単数回答〉



子育て支援関連事業の利用希望については、「町保健師による子育て相談・指導」が7割台前半と最も高く、次いで「学童保育（ひまわりキッズ等）」が5割台前半、「子育てガイドブックの発行」、「広報誌・HPによる情報発信」、「児童館事業」がそれぞれ4割台後半となっています。全体的に子育て関連事業の利用を希望する割合が高くなっています。

■子育て支援関連事業の利用希望〈単数回答〉

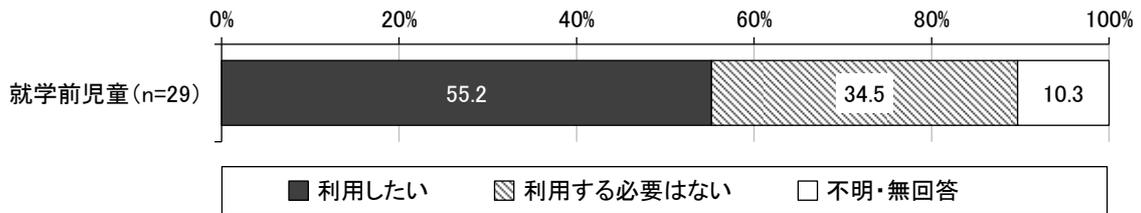


⑤ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について（就学前児童）

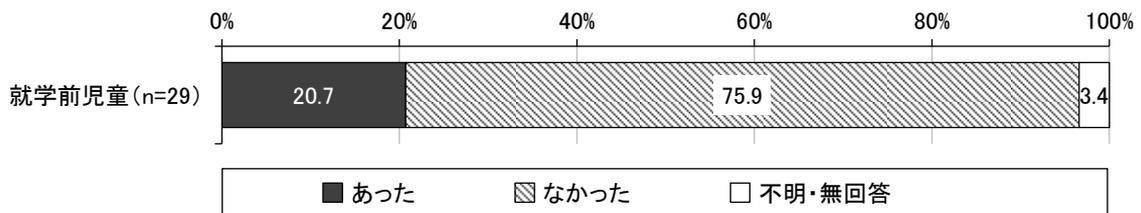
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、利用する必要がある事業の有無については、「利用したい」が5割台半ば、「利用する必要はない」が3割台半ばとなっています。

また、この1年間に、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無については、「あった」が全体の約2割、「なかった」が7割台半ばとなっています。

■私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、利用する必要がある事業の有無〈単数回答〉



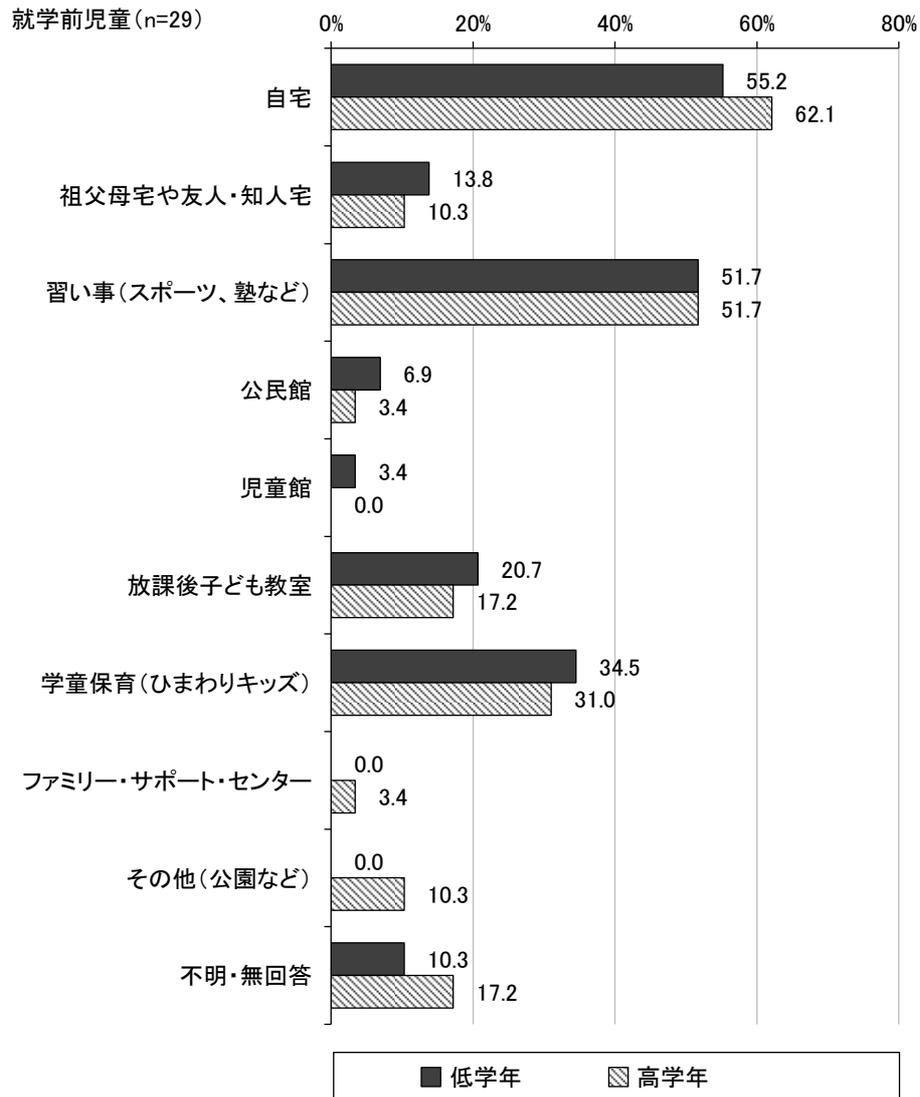
■この1年間に、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無〈単数回答〉



⑥ 小学校就学後の放課後の過ごし方について（就学前児童）

小学校就学後に、放課後の時間を過ごさせたいと思う場所については、低学年、高学年ともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」、「学童保育（ひまわりキッズ）」の順となっています。

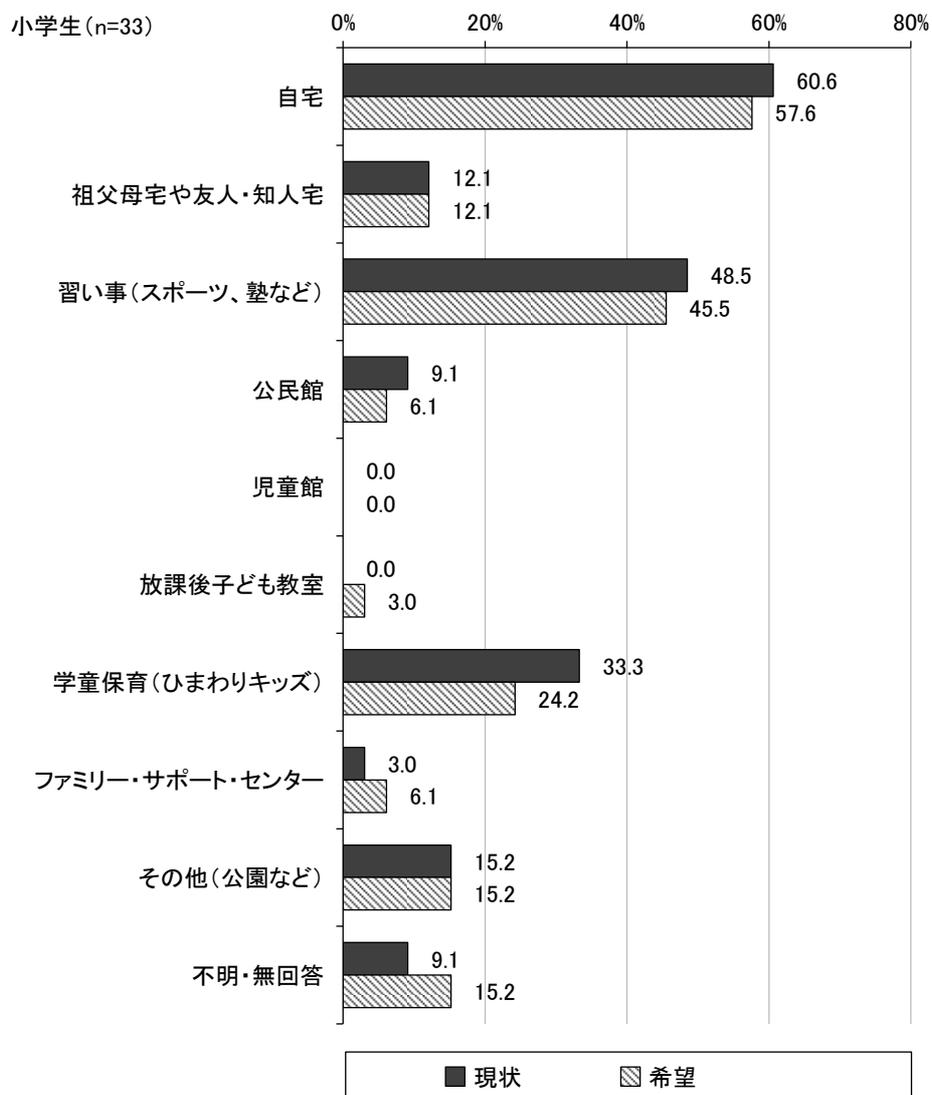
■小学校就学後、放課後の時間を過ごさせたいと思う場所について〈複数回答〉



⑦ 小学校のお子さんの放課後の過ごし方について（小学生児童）

小学校での放課後の過ごし方については、現状、希望ともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」、「学童保育（ひまわりキッズ）」となっています。

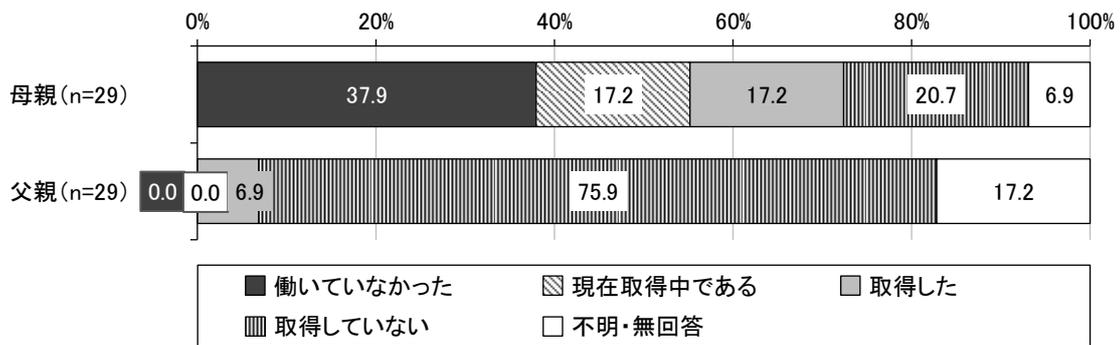
■小学生の放課後の過ごし方について、現状と希望〈複数回答〉



⑧ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について（就学前児童）

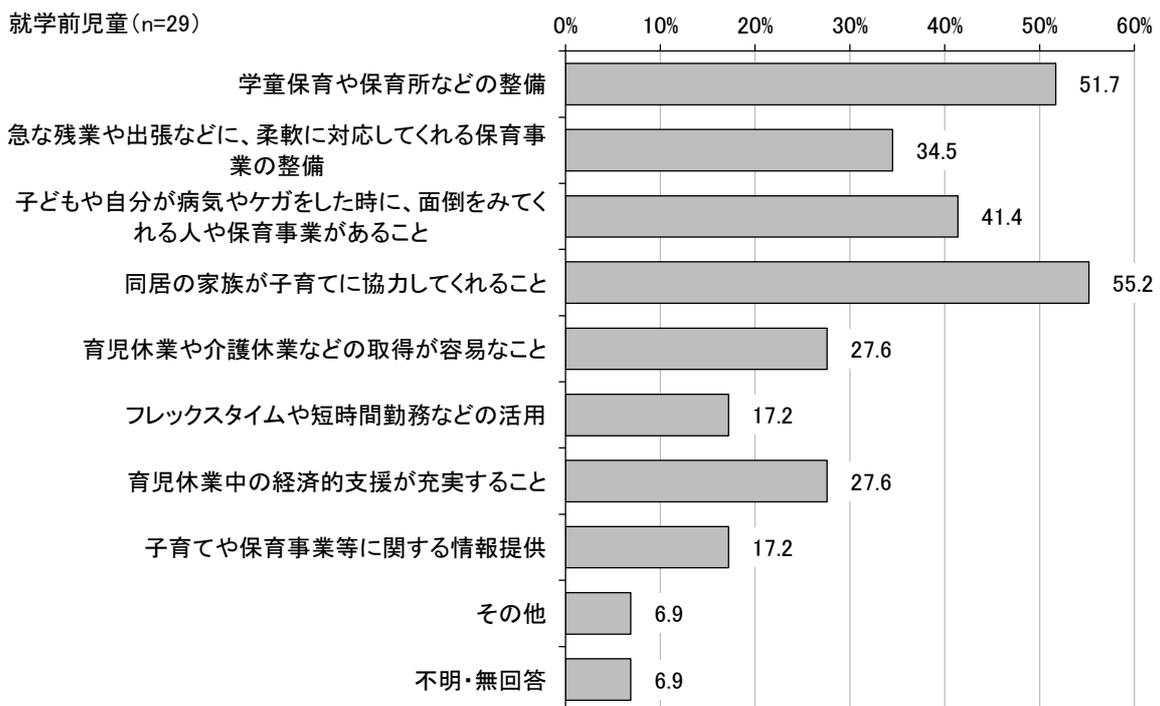
保護者の育児休業取得状況については、母親では「働いていなかった」が3割後半、父親では「取得していない」が7割台半ばで最も高くなっています。また、母親での育児休業の取得（「現在取得中である」+「取得した」）は3割台半ばに留まっています。

■保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉



仕事と子育てを両立する上で必要だと思うことについては、「同居の家族が子育てに協力してくれること」が5割台半ばで最も高く、次いで「学童保育や保育所などの整備」が5割前半となっています。

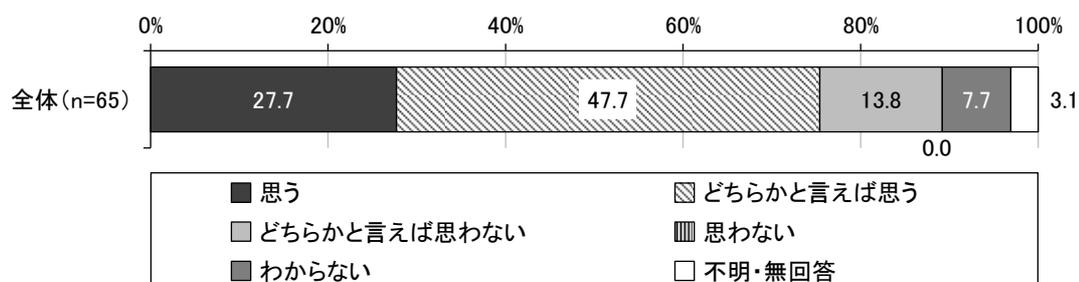
■仕事と子育てを両立する上で必要だと思うこと〈複数回答〉



⑨ これからの子ども・子育て支援全般について（就学前児童、小学生）

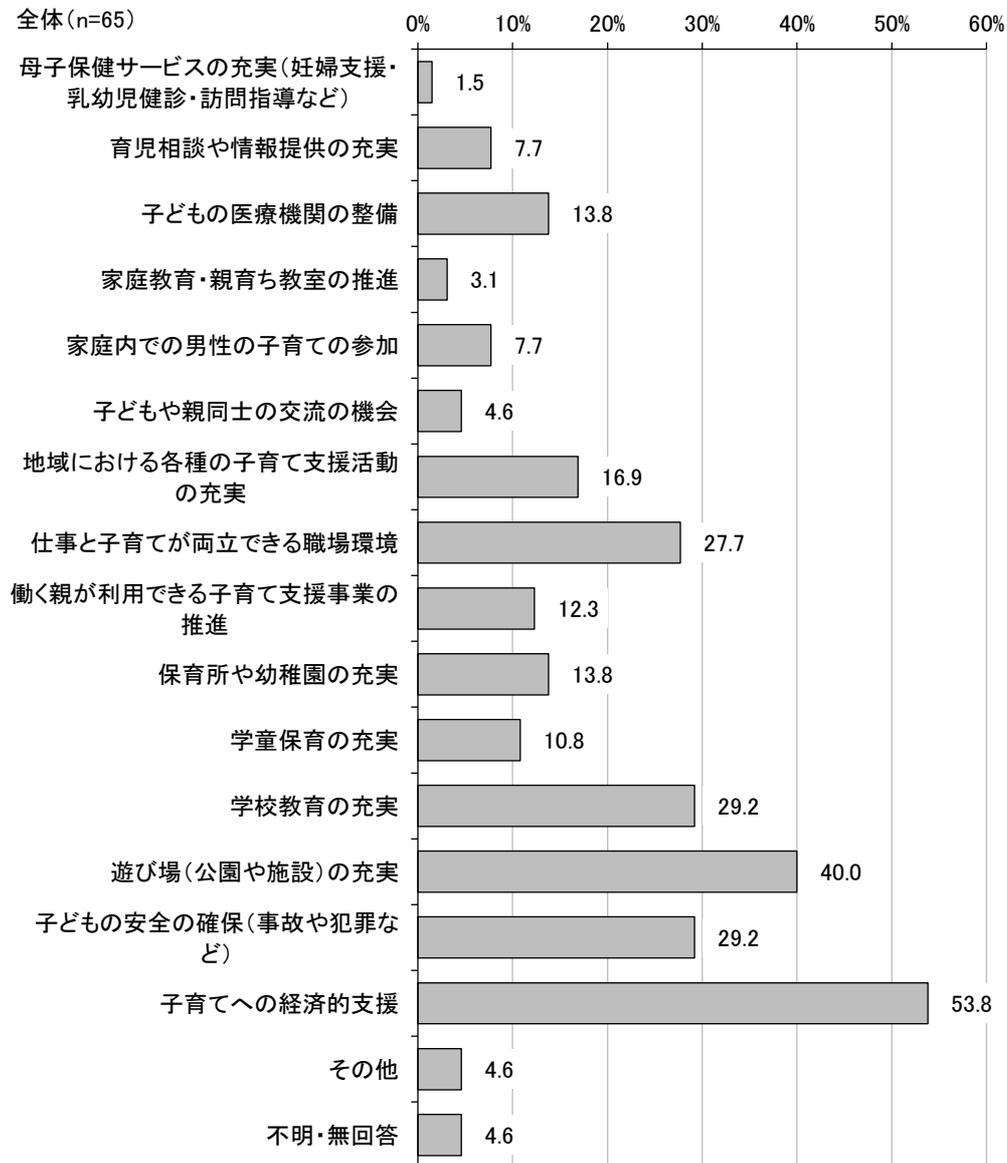
九度山町が子育てしやすいまちだと思うかについては、思う（「思う」+「どちらかと言えば思う」）が全体の4分の3を占め、思わない（「どちらかと言えば思わない」+「思わない」）を大きく上回っています。

■九度山町が子育てしやすいまちだと思うか〈単数回答〉



九度山町が、今よりももっと子育てしやすいまちとなるために重要だと思うことについては、「子育てへの経済的支援」が最も高く、次いで「遊び場（公園や施設）の充実」、「学校教育の充実」、「子どもの安全の確保（事故や犯罪など）」となっています。

■九度山町が、今よりももっと子育てしやすいまちとなるために重要だと思うこと〈複数回答〉



3 第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況

基本目標1 子育て支援環境の推進

① 保育所運営の支援と充実

【現状の取り組み】

- ・九度山保育所と九度山幼稚園の連携強化により、待機児童を出さない体制整備を推進し、保育所・幼稚園ともに令和2年度から令和6年度の待機児童数は0人となっています。
- ・九度山幼稚園では、幼稚園入園前の未就学児を対象に月1～3回の園庭開放を行い、子育てに関する悩み相談なども受け付けています。また、保育所・幼稚園の行事への参加を呼びかけ、地域との交流を図りました。

【課題】

- ・保育所・幼稚園ともに少子化に伴う在園児童の減少が課題となっています。

② 子育て支援サービスの周知・徹底

【現状の取り組み】

- ・町ホームページに子育て支援制度に関する記事を掲載したり、家庭教育情報誌を年2回発行するなど情報発信を進めました。

【課題】

- ・「子育てガイドブック」について関係各課と協議の上、情報の更新を検討する必要があります。

③ 児童の健全育成と遊び場の確保

【現状の取り組み】

- ・九度山町要保護児童対策地域協議会（要対協）の実務者会議を2か月に1回開催し、協議を行っています。また、専門職員（社会福祉士）を確保しました。
- ・ひきこもりの状態にある方の相談支援、居場所づくりおよびネットワークづくり事業を橋本市・高野町とともに橋本市内の事業所に委託し、令和6年度から事業を開始しました。
- ・家庭教育支援員による不登校児童・生徒の居場所づくりを令和3年度から開始しました。
- ・特別支援学級における指導の形態・方法の工夫を行うとともに、通常学級と特別支援学級との合同授業研究を実施しています。また、通級指導教室からの情報発信も実施しています。
- ・児童館は修繕の上で活用を進め、遊び場の遊具は老朽化による撤去を適宜行っています。学童保育に対しては、活動を充実させるために補助室を増設しました。

【課題】

- ・ひきこもりや不登校への対応について、個別ケースにおける困難化が進行しており、対応が必要です。
- ・特別な支援を必要とする児童・生徒の増加および保護者の希望が変化しており、それらへの対応が課題です。

基本目標 2 地域・家庭における子育て支援の充実

① 地域で取り組む子育て支援の促進

【現状の取り組み】

- ・乳幼児を対象として保健師が相談・指導等を行うとともに、出産や育児、養育上の様々な問題など幅広い相談に応じるために、児童福祉・母子保健部門が連携した相談体制をとっています。
- ・令和3年度から家庭教育サポートチームによる学齢期の子どもの家庭訪問事業等を実施しており、教育委員会・児童福祉・母子保健部門が連携した相談体制をとっています。
- ・子育て支援センターでは、相談受付や情報提供、交流の場の提供など機能の充実を図り、計画に準じた活動を行っています。
- ・小学校の空き教室を利用して学童保育を実施しています。
- ・町内の民間賃貸住宅に新婚および子育て世帯が入居した場合に、7年間の限度として実質家賃負担額の半額（上限27,000円）を補助しています。
- ・母子保健推進員においては、研修を充実させ、健診や健康相談の案内を家庭訪問にて配布しています。また、家庭教育支援員については、研修の機会を積極的に持つとともに、令和3年度から訪問事業、不登校支援、懇談会などで保護者との関わりを広げています。

【課題】

- ・少子化にあわせた、より丁寧で綿密な母子保健活動を展開する必要があります。
- ・児童福祉・母子保健部門の連携による相談体制の充実に加え、地域で活動する主任児童委員、民生委員・児童委員、母子保健推進員、家庭教育支援員の連携による子育て相談・支援体制のさらなる充実を図ることが必要です。

② 保育サービスの充実

【現状の取り組み】

- ・通常保育事業については、近年の利用者数は定員をやや上回っていますが、保護者のニーズに合わせた体制づくりを推進しています。
- ・通常保育を開始する前の午前7時から午前8時30分、通常保育が終了した午後4時30分から午後7時まで早朝・延長保育を実施しています。
- ・特定保育事業については、従来同様に通常保育事業の中で対応しています。ショートステイ事業は継続して実施しています。
- ・乳幼児・児童の心身の異常の早期発見、早期治療や療育につながるよう、関係機関と連携し、県の療育相談紹介や町の発達相談につなぐ取り組みを進めています。

【課題】

- ・早期療育体制の充実に向けて、健康相談、健診等において早期介入に取り組むことが必要です。

③ 子育て支援ネットワークの充実

【現状の取り組み】

- ・子育て世代包括支援センターにおいて、妊婦と1歳までの子どもを持つ母親の「妊産婦交流会」や、未就園児を対象とした月2回の親子教室「ひよこクラブ」を開催しています。
- ・保護者が親として成長するための保護者学級で研修会等を実施しています。
- ・令和2年度に結成された九度山町家庭教育サポートチーム「きらら」において、訪問型支援の実施、個別相談、家庭教育情報誌の発行および子育て講座の開催などを行っています。
- ・地域共育コミュニティの拡充、学校の教育活動を支援するボランティア活動の充実によって積極的な参加を促すことにより地域、学校、家庭の連携を推進し、地域における教育力の向上を図っています。

【課題】

- ・「子育てガイドブック」および「九度山町暮らしの便利帳」は情報を更新できていないため、今後更新を検討する必要があります。
- ・本来、支援が必要と考えられる家庭への働きかけが困難であることが課題となっています。

④ 子育て家庭への経済的支援の充実

【現状の取り組み】

- ・乳幼児やひとり親家庭に加え、就学児に対して医療費助成を実施しています。また、令和5年度から就学児の医療費助成の対象年齢を18歳までに引き上げました。
- ・子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国や県の制度に基づく児童手当や児童扶養手当等の支給、町独自の取り組みである入学祝い金の支給、幼稚園・保育所・学校給食費の無償化、修学旅行費の補助など、支援を行いました。
- ・3人目以降の子育て世帯にクローバー給付金を支給していましたが、児童手当の拡充に伴い、令和6年度途中で廃止しました。

【課題】

- ・生活支援や医療費助成等、国や県の制度に基づく事業、町独自の事業等を引き続き実施するとともに、これらの事業の周知に努めます。

基本目標3 仕事と子育て生活の両立支援

① 仕事と子育ての両立のための環境整備

【現状の取り組み】

- ・働き方の見直しについての啓発や男女共同参画意識の向上、育児休業制度の周知・PRについてはあまり進んでいません。
- ・特定事業主行動計画については、職員に計画内容の周知を行っています。

【課題】

- ・働き方の見直しや男女共同意識の向上について引き続き啓発が必要です。また、育児休業制度についてもさらなる周知・PRが必要です。

② 就労環境の充実

【現状の取り組み】

- ・事業主や企業に対する育児休業制度の利用促進、ワーク・ライフ・バランスの実現等に関する啓発はあまり進んでいません。役場内では男性が育児休業を取得しやすい環境整備を進めており、取得の実績がありました。
- ・ハローワークの求人情報について、町ホームページに掲載し、毎週月曜日に最新情報を更新すると同時に、紙媒体でも庁舎ロビー等に配架しています。
- ・ハローワーク橋本で設置されている子育てと仕事の両立を支援する「マザーズコーナー」について、町ホームページで支援メニューなどを掲載しています。

【課題】

- ・再就職支援事業については、ハローワークなどの機関や団体等の情報活用が主となるため、計画における掲載の検討が必要です。

③ 次代の親となる若い世代への支援

【現状の取り組み】

- ・中学生と幼稚園児、保育所児との交流事業（保育実習）を継続して実施しています。
- ・「ジョブカフェわかやま」についてはわかやま就職支援センターから発行される広報物を活用したポスター掲出・チラシ配架などの啓発を行いました。

【課題】

- ・「ジョブカフェわかやま」については、わかやま就職支援センターから発行される広報物等の活用が主となるため、計画における掲載の検討が必要です。

基本目標4 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり

① 子育てしやすい生活環境の整備

【現状の取り組み】

- ・町営住宅等の整備としてさくら団地に加え、入郷地区にも町営地域優良賃貸住宅（4世帯）を提供しているほか、新たにさくら2号団地を建設しています。

【課題】

- ・特にありません（計画以上の進捗があります。）。

② 子どもの安全・安心の確保

【現状の取り組み】

- ・町道6、50、53号線において側線を設置し歩行者の安全対策を行うなど、道路交通環境の整備を進めました。
- ・道路反射鏡の設置および更新など交通安全施設の重点的な整備・改良、信号や標識の設置、防犯灯のLED化などを進めました。
- ・公共施設の維持管理について、令和4年に役場庁舎トイレ改修（洋式化）工事の際、出入口の段差解消を実施するなど、多くの人が利用する施設や道路などのユニバーサルデザイン化を推進しました。
- ・九度山幼稚園・保育所で不審者対応避難訓練を行うなど、防犯意識の高揚に努めています。

【課題】

- ・子どもの安全・安心の確保については、歩道や道路環境、通学路における交通安全施設の整備・改良を継続していくことが重要です。

③ 医療体制の整備

【現状の取り組み】

- ・小児医療体制については、橋本・伊都圏域での連携を継続して推進しています。また、医療機関の周知とかかりつけ医を持つことの啓発を計画に沿って推進しました。

【課題】

- ・特にありません（計画以上の進捗があります。）。

④ 母子保健の充実

【現状の取り組み】

- ・妊娠届出時、保健師が面談の上ハイリスク妊婦を把握しているほか、アンケートにより個々に応じた保健指導や母子保健事業の周知を行いました。
- ・妊婦と1歳過ぎまでの子どもを持つ母親を対象として、妊産婦の交流、保健師相談、沐浴実習などを行う妊産婦交流会を開催しました。
- ・令和5年度から町出産祝金10万円の扶助を開始するとともに、令和6年度から産後の育児支援を必要とする母子に対し、心身のケアや育児に対する指導等を行う産後ケア事業を実施しています。また、自宅から分娩可能な医療機関まで移動距離が長い妊婦へ交通費の一部を助成する妊産婦アクセス支援助成事業を開始しました。
- ・乳幼児健診は、4か月・6か月児、1歳6か月児、3歳児を実施、健康相談は毎月10か月・12か月児、2歳児を対象として実施しています。また、令和6年度からすくすく健康相談や生後1か月までに医療機関で受診した乳児健診2回と新生児聴覚検査の費用の一部助成を行っています。
- ・不妊に関する情報提供、不妊治療に対する理解を広めるために、町ホームページ等を通じた啓発を行っています。

【課題】

- ・妊産婦交流会、乳幼児健診等を通じた相談や実習などにより、子育て期に関わる悩みや問題を支援できる母子保健の仕組みを対象者のニーズに合わせて充実させていくことが重要です。
- ・出生数の減少に伴う地域での課題を把握し、保健事業につなげていく必要があります。

⑤ 食育の推進

【現状の取り組み】

- ・保健師、栄養士による健康教室、健康相談の実施や広報・回覧による食に関する知識の普及・啓発を図っています。
- ・乳幼児健康診査では、栄養士による個別栄養教室（離乳食教室）や栄養相談を実施するとともに、歯科衛生士、保育士、保健師等により、親子教室（ひよこクラブ）や乳幼児健康相談の機会に食育の指導を実施しました。
- ・学校給食については、「毎月の献立」と毎日の給食食材の説明や季節行事に因んだ献立など食育に関連した情報を「食育だより」として町ホームページから発信しました。

【課題】

- ・食育の推進にあたって、栄養士の人材確保が必要です。
- ・妊産婦の減少によって、事業参加人数が減少していますが、そのような中でも形態を検討しながら事業の継続を行うことが重要です。

⑥ 思春期保健対策の推進

【現状の取り組み】

- ・ ケース会議を実施し、青少年センター等の関係機関との連携強化を図りました。
- ・ 子育て世代包括支援センターにおいて町内中学生を対象に、生命の誕生から性教育等について学ぶ思春期教室を実施しました。

【課題】

- ・ 性・喫煙・飲酒・薬物等に関する知識の普及については、養護教諭、助産師、保健師等と学校の現状や問題を共有し、内容を検討したうえで、引き続き実施していく必要があります。

基本目標 5 援助の必要な家庭への支援

① 児童虐待防止対策の充実

【現状の取り組み】

- ・九度山町要保護児童対策地域協議会では、年1回代表者会議、2か月に1回実務者会議、個別ケース会議を随時開催し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めました。

【課題】

- ・個別ケースの困難化が見受けられることから、引き続き関係機関との連携を図り、要保護児童とその家庭の早期発見、支援を行っていく必要があります。

② ひとり親家庭への自立支援

【現状の取り組み】

- ・母子生活支援施設への入所、子育て短期支援事業、ひとり親家庭日常生活支援事業を継続して実施しています。
- ・児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費の助成を実施しました。また、保育所、学童保育の利用料についても助成を行いました。

【課題】

- ・特にありません（継続して実施します。）。

③ 外国につながる子どもへの支援の充実

【現状の取り組み】

- ・本町では該当する児童・生徒の在籍がないため、取り組みはありませんでしたが、支援教材の把握や、県教育委員会の日本語指導の施策の動向については引き続き把握し、対象の子どもがいる場合には早期に動けるように努めます。

【課題】

- ・継続的に本町の実態や国・県の施策の動向を把握していく必要があります。

④ 社会的援護・配慮が必要な子どもへの支援

【現状の取り組み】

- ・乳幼児健康診査や健康相談を実施しました。
- ・障がいの早期発見のため、妊婦の健康診査に対する補助を行っており、令和6年度からは、産後1か月までの産婦健診2回の費用について一部助成を開始しました。
- ・保育所・幼稚園では、5歳児が小学校へ入学するにあたり、小学校へ園児に関する引継ぎを実施しています。また、年2回、保育所・幼稚園・児童発達支援センターへ就学指導に係る訪問を実施し、情報共有を行いました。

- ・教職員や保育士等が障がいに対する正しい知識と理解を深めるために、障がいをはじめとする各種研修へ参加しました。

【課題】

- ・妊婦の健診結果の速やかな把握により、指導が必要な妊婦へ保健指導を実施し、安心して子どもを産み育てられるように引き続き努める必要があります。
- ・今後も社会的援護・配慮が必要な子どもに対して、予防や早期発見・治療などを継続して進めていくとともに、必要な知識の普及・啓発を行う必要があります。

4 九度山町の現状からみた課題

本町では、第2期計画以降の九度山町の子ども・子育てを取り巻く現状を把握するために、各種統計データの収集や子ども・子育てに関するニーズ調査、第2期計画の検証を実施し、結果の分析を行いました。

以下のことが課題としてあげられます。

▼本町の人口について — 総人口の減少傾向と少子高齢化の進行 —

本町の総人口は近年、死亡数が出生数を上回る自然減、転出者数が転入者数を上回る社会減により人口減少傾向が続いています。出生率（人口千対）は全国平均、県平均を大幅に下回って推移しています。また、人口構成では、年少人口（14歳以下）が減少し、老年人口が増加する少子高齢化が進行しています。

▼女性の就労状況について — 25～34歳の就業率は全国・和歌山県を上回る —

女性の就業状況を令和2年の国勢調査からみると、25～34歳の就業率が平成27年から大幅に上昇し、全国や和歌山県を上回っています。

また、ニーズ調査結果から母親の就労状況をみると、パート・アルバイトの割合が依然高くなっていますが、フルタイムの割合を合わせると全体の7割が就労しています。今後も女性の就業率は高まるとみられるため、子育て支援の充実が必要とされます。

▼教育・保育サービスの利用について — 保育サービスの利用意向は町内志向へ —

今回のニーズ調査結果から教育・保育サービスの利用についてみると、「幼稚園」と「認可保育所」がそれぞれ3割台後半で最も高くなっています。今後の利用意向でも、「保育所」と「幼稚園」を希望する割合が高くなっており、保育だけではなく教育のニーズも一定あることがうかがえます。

また、教育・保育事業を利用したい場所については、「九度山町内」が9割近くを占めています。

▼子育て支援サービスについて

— 子育て支援サービスでは、学童保育、子育て相談・指導、情報提供の充実が求められる —

子育て支援拠点事業の利用状況についてみると、全体の約7割の方が利用していない状況にありますが、利用意向は約4割の方が持っています。また、支援関連事業の利用意向に関しては、「町保健師による子育て相談・指導」、「学童保育（ひまわりキッズ等）」、「広報誌・HPによる情報」、「子育てガイドブックの発行」、「児童館事業」が上位にあり、子育ての相談や指導、情報提供が求められています。

▼九度山町の今後の子育て施策について

— 子育てしやすいまちになるためには、経済的支援や学校教育、遊び場の充実、安全確保が必要 —

本町が子育てしやすいまちだと思うかについては、「思う」の割合が全体の4分の3を占め、「思わない」の割合を大きく上回っています。

また、今よりももっと子育てしやすいまちとなるために重要なことについては、「子育てへの経済的支援」、「遊び場（公園や施設）の充実」、「学校教育の充実」、「子どもの安全の確保（事故や犯罪など）」が上位にあり、経済的支援や学校教育、遊び場（公園や施設）の充実、安全の確保について、さらなる取り組みが必要とされています。

第3章 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本理念

急速な少子高齢化は社会全体に深刻な影響を与え、人口の減少、核家族化など家族構成の変化等が家庭での子育て力の低下を招き、孤立する家庭や児童虐待等の問題が顕在化しています。また、就労形態や勤務条件の変化への対応、発達障がい児や子どもの貧困への対応等、子育て支援ニーズが多様化しています。

本町においては、令和2年度に「九度山町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、町、関係機関、家庭、地域などの連携により子どもの育ちを支援するまちづくりを進めてきました。また、令和3年度には「九度山町第5次長期総合計画（前期基本計画）」において、本町の子育てのニーズを的確に把握し、地域や家庭と連携し、子育て世代が安全で安心して暮らせる地域づくりをめざしてきました。

引き続き、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、子どもを育てる親の意識やニーズを的確に把握して、子どもやその家庭、地域が強く結びつき、共に助け合い成長するまちの実現をめざします。

以上の考え方を踏まえ、本計画では、基本理念を次のとおり掲げます。

● 基本理念

～子ども・家庭・地域がつながるまちづくり～

九度山町子育てに関する基本方針

- ①子どもの権利を尊重し、健やかな成長を支えるまちづくり
- ②家庭（親）が安心して子育てできる環境づくり
- ③地域全体で子育てに協力できる環境づくり

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現させるために、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策展開を図ります。

(1) 子育て支援環境の推進

多様な家庭環境にある子育て家庭を支援することを目的とし、保育所や幼稚園の運営支援とさらなる充実を図るとともに、子どもが教育・保育を一体的に受けることができる充実した施設運営をめざします。また、特別支援教育や人権教育の推進、放課後の子どもの健全育成のために、児童館や児童公園など子どもの遊び場の維持管理等に努め、子育て支援環境の推進に努めます。

(2) 地域・家庭における子育て支援の充実

子育て家庭への児童手当や給付金など福祉制度の充実を図り、乳幼児や就学児、ひとり親家庭の医療費の無料化を継続することで家庭における経済的負担の軽減に努めます。就学前の子どもに対する保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭が抱えている様々な悩み、不安などを解消するために、九度山町家庭教育サポートチーム等による相談体制を充実させます。また、地域全体で子育てを支援していく子育て支援サークルへの参加の促進、ネットワークづくりなど地域ぐるみで子育てができる環境を整備します。NPOやボランティア組織などと連携することで子育て仲間のネットワーク化へ取り組んでいきます。

(3) 仕事と子育て生活の両立支援

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに就労形態の多様化も進んでいます。このような状況に対応するため、仕事と子育てを両立できる環境整備が重要です。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、仕事と子育てとのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

(4) 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくりの推進

子どもや妊産婦、乳幼児のいる家庭等が子育てをしやすく、安全・安心・快適に暮らせる住生活環境の充実に努めます。子どもや妊産婦をはじめ地域のすべての人が安心して外出や活動ができるための道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取り組みを推進します。

(5) 援助の必要な家庭への支援

増加する児童虐待を防止するために、地域における連携体制である九度山町要保護児童対策地域協議会を開催し、早期発見を強化します。

ひとり親家庭への自立支援に加え、貧困や障がいのある児童とその家庭に対して、必要とされる様々な支援サービスの充実を図り、援助の必要な家庭への支援を推進します。また、近年増加する外国につながる子どもたちに対しても支援を行います。

3 施策体系

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 |
|---------------------------|--------------------------|---|
| ～子ども・家庭・地域が つながるまちづくり～ | 1 子育て支援環境の推進 | (1) 保育所運営の支援と充実 (2) 子育て支援サービスの周知・徹底 (3) 児童の健全育成と遊び場の確保 |
| | 2 地域・家庭における子育て支援の充実 | (1) 地域で取り組む子育て支援の促進 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援ネットワークの充実 (4) 子育て家庭への経済的支援の充実 |
| | 3 仕事と子育て生活の両立支援 | (1) 仕事と子育ての両立のための環境整備 (2) 次代の親となる若い世代への支援 |
| | 4 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくりの推進 | (1) 子育てしやすい生活環境の整備 (2) 子どもの安全・安心の確保 (3) 医療体制の整備 (4) 母子保健の充実 (5) 食育の推進 (6) 思春期保健対策の推進 |
| | 5 援助の必要な家庭への支援 | (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭への自立支援 (3) 外国につながる子どもへの支援の充実 (4) 社会的援護・配慮が必要な子どもへの支援 |

第2部 各論

第4章 施策の展開

1 子育て支援環境の推進

(1) 保育所運営の支援と充実

| 施策 | 概要 |
|--------------------|---|
| ①子育て支援環境の整備 | 現在、九度山幼稚園と九度山保育所が同一園舎内でそれぞれの保育を行っており、保護者のニーズに合わせて選択できるようになっています。今後も九度山幼稚園と九度山保育所との連携を強化することで、待機児童を出さないような体制整備を推進します。 |
| ②地域に開かれた保育所・幼稚園づくり | 保育所・幼稚園を利用している親子だけでなく、利用していない親子が安心して子育てができるよう、保育士による子育て相談などを実施します。 幼稚園入園前の未就学児を対象として、月に1～3回金曜日の午前中を中心として園庭開放を行っており、子育てに関する悩みや相談なども受け付けています。 また、保育所・幼稚園の行事に地域住民の参加を呼びかけるとともに、地域の行事に園児等が参加するなど、保育所・幼稚園と地域との交流を図ります。 |

(2) 子育て支援サービスの周知・徹底

| 施策 | 概要 |
|----------------------|---|
| ①子育てに関する情報提供・情報発信の強化 | 子育て家庭を対象とした、子育ての事業や制度の紹介、子育てに関するQ&Aや保育所・幼稚園情報などの各種情報の積極的な提供を図ります。町のホームページへ子育て支援制度に関する記事を掲載するとともに、和歌山県のホームページにも子育て支援制度の内容について掲載しています。 また、家庭教育情報誌「さなだっこ」を年2回発行し、小・中学校、保育所、幼稚園等で配布しています。 必要な人に必要な情報を届けるための仕組みづくりについても検討し、子育てに関する情報提供・情報発信を強化します。 |

| 施策 | 概要 |
|---------------|--|
| ②子育てガイドブックの発行 | 平成 23 年に発行した九度山町子育てガイドブック「くどやま子育てサポート」は、情報が古くなってきているため、情報を更新します。 |

(3) 児童の健全育成と遊び場の確保

| 施策 | 概要 |
|----------------------|--|
| ①少年非行・ひきこもり・不登校対策の強化 | 子どもは思春期を迎えると様々なこころの問題に直面します。現在、九度山町要保護児童対策地域協議会の実務者会議を2か月に1回開催し、対策について協議を行っており、引き続き取り組みを進めます。個別ケースでの困難化が進んでおり、対応していくために専門職員の確保に努めます。 また、ひきこもり・不登校の子どもに対する相談支援や居場所づくりおよびネットワークづくり事業を橋本市・高野町と連携して実施するほか、家庭教育支援員による、公民館やふるさとセンターを利用した不登校児童・生徒の居場所づくりに努めます。 |
| ②道徳教育の充実 | 子どもたちの豊かないきいきとした心情や規範意識、自主的な判断や公共の精神など内面的な資質を高めていく観点から道徳教育の充実を図ります。各教科や学校の諸活動を通して行われる道徳教育が正しく身につくよう、全校的な指導体制のもとで指導計画に沿った実践的な学びを推進します。 また、小学校では人権、学級活動との関連から、教科書「みんなの道徳」等を有効活用することにより、道徳の充実を図ります。 |
| ③特別支援教育の充実 | 多様な障がいとそれに対応できる教育ニーズを的確に把握し、一人ひとりの個性に応じた指導・支援の充実を図ります。そのため、障がいへの理解・啓発を進めるとともに、教職員研修や教育相談の充実、優れた実践事例の紹介や研究会の活発化を通して教育の向上を図ります。 また、特別支援学級における指導の形態・方法を工夫するとともに、通常学級と特別支援学級との合同授業研究を実施し、通級指導教室からの情報発信の強化に努めます。 |
| ④人権教育の推進 | 子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるよう、また、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応できるよう、保育所・幼稚園の職員がともに各種研修に参加することで人権教育の推進に努めます。 |

| 施策 | 概要 |
|--------------------|--|
| ⑤児童の遊び場の確保 | <p>児童館等については、耐震化への改修が必要であるため、他の施設との役割分担を考慮しながら建替えも含めた整備を検討します。</p> <p>子どもたちが安心して利用することができるよう、児童公園・児童遊園の整備と充実を図ります。一方、子どもがいない地区の児童公園・児童遊園は、遊具の老朽化等による安全性に問題があるため、適宜撤去を進めます。</p> |
| ⑥子ども同士の交流を促進する場の確保 | <p>少子化が進む中、児童公園・児童遊園の利用者数が減少しています。地域でスポーツ活動が気軽にできる場や子どもたちが遊び場として交流ができる広場等については、現状維持を図ります。</p> |

2 地域・家庭における子育て支援の充実

(1) 地域で取り組む子育て支援の促進

| 施策 | 概要 |
|----------------------|--|
| ①相談体制の充実 | 乳幼児を対象として保健師等が相談・指導等を行うとともに、出産や育児、養育上の様々な問題など幅広い相談に応じるために、児童福祉・母子保健部門・教育委員会が連携した相談体制の充実を図ります。「子育て世代包括支援センター」※、令和3年3月開設の「家庭教育サポートチーム」により、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、本町で安心して過ごせるよう18歳までの切れ目のない支援を行います。 |
| ②地域子育て支援拠点の充実 | 子育て支援センターでは、地域における子育て支援の基盤を充実するために、相談受付、情報提供、交流の場の提供などの機能の充実を図っています。令和4年度から新たな地域子育て支援拠点事業として、0～5歳児の一時預かり事業および子育て世帯に向けたイベント・サークル活動を実施している「集まれ!!Chicks&Mommy」を含め、様々なニーズに応じて行事内容や時間帯の設定等を工夫するとともに、関係機関や子育て支援活動を行っているグループと連携を図ります。 |
| ③学童保育（九度山ひまわりキッズ）の運営 | 平成20年4月より小学校の空き教室を利用して学童保育（九度山ひまわりキッズ）を実施、1年生から6年生までを対象としています。令和5年度の開所日数は289日、利用者は49人となっています。今後も保護者のニーズに合わせて学童保育の充実を図ります。 |
| ④放課後子ども教室の実施 | 学童保育を利用していない小学生を対象に、公民館等で宿題などをして友だちと過ごすことができる「ワイワイ教室（放課後子ども教室）」を実施し、子どもの居場所づくりに努めます。 |
| ⑤住民の子育て活動の支援 | 九度山町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯および子育て世帯の家賃補助（7年間を限度として実質家賃負担額の半額・上限27,000円）を実施することで、子育て支援を図ります（町独自制度）。 |

※「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」と「子育て世代包括支援センター（母子保健）」の両方の役割を担い、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置を検討中です。

| 施策 | 概要 |
|---|---|
| ⑥主任児童委員、民生委員・児童委員、母子保健推進員、家庭教育支援員の活動の充実 | <p>令和2年度より、児童福祉・母子保健・教育委員会が連携し、地域全体で切れ目のない子育て支援を行うための家庭教育サポートチーム「きらら」を開設し、家庭教育支援員が訪問型の家庭教育支援を実施しています。</p> <p>健やかに子どもを生き育てる環境づくりを、社会全体の課題としてとらえて支援するために、地域で活動する主任児童委員、民生委員・児童委員、母子保健推進員、家庭教育支援員の連携を密にし、各委員が定例会を開いたり、研修会に参加したりすることで、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。</p> |

(2) 保育サービスの充実

| 施策 | 概要 |
|------------|---|
| ①通常保育事業 | 平成17年5月から九度山保育所で実施しており、今後も保護者のニーズに合わせた体制づくりを推進します。 |
| ②延長保育事業 | 九度山保育所では、通常保育を開始する前の午前7時から午前8時30分、通常保育が終了した午後4時30分から午後7時まで早朝・延長保育を実施しています。利用者も増加しており、今後も保護者のニーズに合わせた取り組みを推進します。 |
| ③その他の保育事業 | <p>特定保育事業については、従来同様に通常保育事業の中で対応します。</p> <p>また、ショートステイ事業は継続して実施します。</p> |
| ④早期療育体制の充実 | 必要に応じて療育相談や発達相談を実施し、保護者と相談しながら、子育て世代包括支援センターが学校や教育委員会、通所支援等と連携して早期療育体制の充実に努めます。 |

(3) 子育て支援ネットワークの充実

| 施策 | 概要 |
|--------------------|--|
| ①情報提供の充実 | <p>町ホームページに子育て施策に関する記事を掲載し情報提供の充実を図っています。</p> <p>また、平成23年に発行した九度山町子育てガイドブック「くどやま子育てサポート」の情報を更新します。</p> <p>さらに、九度山町の行政や生活情報を掲載したガイドブック「九度山町暮らしの便利帳」を発行、子育て支援や教育、健康についての情報発信に努めます。</p> |
| ②子育てサークル活動への支援 | <p>子育ての悩みを共有し、気軽に相談できる子育てサークル活動への参加を促進するとともに、各サークルが自立した活動ができるよう、各種団体が集まり、情報共有や連携・交流ができる場を設けるなど、子育て世代包括支援センターを中心として子育て支援のネットワークづくりに努めます。</p> |
| ③家庭教育への支援 | <p>教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、すべての親が自信を持って安心して子育てをすることができるよう、保護者同士の交流、学習情報の提供や共有、子育てに関する相談・助言などの子育て支援を行います。</p> <p>また、家庭教育の担い手である保護者が親として成長するため、保護者学級等の研修の充実を図ります。</p> |
| ④地域の教育力の向上 | <p>平成20年度から取り組んでいる「地域共育コミュニティ」を拡充し、地域住民の協力を得ながら学校の教育活動を支援するボランティア活動を充実します。これまでの生涯学習の成果を生かせる場としてこうしたボランティア活動への積極的な参加を促し、地域、学校、家庭が連携することにより、引き続き地域の教育力の向上を図ります。</p> |
| ⑤早期療育体制の充実 | <p>必要に応じて療育相談や発達相談を実施し、保護者と相談しながら、子育て世代包括支援センターが学校や教育委員会、通所支援等と連携して早期療育体制の充実に努めます。</p> |
| ⑥要保護児童対策地域協議会による連携 | <p>学校や地域等が連携して要保護児童等を把握し、見守り等による早期の対応を行い、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議で対策について協議することで、子どもたちの健やかな育成を図ります。</p> |

九度山町の子育て教室・サークル

ひよこクラブ（親子教室）

活動：月2回

場所：子育て世代包括支援センター

集団での親子遊びや個別保育相談。生後10か月から入園（所）までの乳幼児とその保護者を対象としています。

妊産婦交流会

活動：年3回

場所：子育て世代包括支援センター

妊産婦に対する妊娠・出産・育児の知識普及と友だちづくり。妊婦と産婦を対象に個別に案内しています。

九度山保育所の開放保育・育児相談

活動：週1回

毎週月曜の午前中、保育所の活動に参加できます。子育てに関する相談も受け付けています。

九度山幼稚園の園庭開放

活動：月1～3回

幼稚園に入園前の子どもと保護者が園の行事に参加したり、園で友だちと遊んだりできます。

（4）子育て家庭への経済的支援の充実

| 施策 | 概要 |
|-------------------|--|
| ①子育て手当の給付などの経済的支援 | 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、生活支援や医療費助成等、国や県の制度に基づく事業、町独自の事業等を実施しています。また、これらの事業の周知に努めます。 |

九度山町の子どもを対象とした助成制度

児童手当

高校生年代（18歳）までの児童を養育している保護者（生計の中心となる方）に対し支給されます。所得制限はなく、3歳未満は第1子、第2子に15,000円、第3子以降に30,000円を支給し、3歳～高校生年代には第1子、第2子に10,000円、第3子以降に30,000円を支給する制度です。

児童扶養手当

父親または母親がいない家庭の児童、父親または母親が身体障がい者や長期の病気中等の家庭の児童であることが条件で扶養義務者に支給されます。手当月額は児童1人の場合は46,690円、児童2人の場合は11,030円となり、以降1人増すごとに11,030円増となります。

特別児童扶養手当

中程度以上の障がいを持つ子どもを監護する親、もしくは親に代わり養育する方に対して、児童福祉の増進を目的に、一定額の手当を支給する制度です。

チャイルドシート補助金制度（町独自制度）

チャイルドシートの普及促進を図り、交通事故における乳幼児の被害軽減と交通安全意識の高揚対策の一環として、チャイルドシート購入費補助金制度を設けています。この制度は、チャイルドシートを購入される町民の方に、一定の条件のもと購入費の一部（購入費の2分の1、上限15,000円）を補助するものです。

学童保育料の助成、ひとり親家庭への学童保育料の助成（町独自制度）

九度山町に住所がある家庭の児童を対象として保育料の3割を助成、また、ひとり親家庭の児童を対象として、その保育料の半額を助成する制度です。

障害児通所支援事業所等利用者給食費助成（町独自制度）

給食費自己負担分を助成する制度です。

学校給食費の無償化（県・町事業）

子どもの健やかな育ちを支える「学校給食」にかかる子育て世帯の経済的負担を軽減するため、県内小・中学校等の給食費を無償化します。

幼稚園・保育所の給食費の無償化（町独自制度）

上記の事業に伴い、九度山幼稚園（町外の広域入所者含む）・九度山保育所（3歳児以上）の給食費を無償化します。

遠距離通学費の援助（町独自制度）

小学校児童および中学校生徒の遠距離通学者に対し、通学費を支給します。ただし、要保護、準要保護、特別支援教育就学奨励費の受給者は除きます。また、河根小中学校に通学する児童・生徒で、通学の安全確保や保護者の送迎による登下校ができない場合、下校時に無料のタクシー利用による通学支援を行います。

九度山町小中学校等入学祝金（町独自制度）

九度山町立小中学校に入学または第1学年に転入する児童と、九度山町に住所を有し、特別支援学校または九度山町立以外の小中学校に入学または第1学年に転入する児童・生徒の保護者に対し、児童・生徒1人につき10万円が支給されます。

修学旅行費補助金（町独自制度）

交通費や宿泊費、食事代など、修学旅行に直接必要な経費を補助する制度です。

要保護および準要保護児童就学援助費

経済的に援助が必要な世帯に対し、学用品や校外活動費など、就学に必要な費用を援助します。

特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する児童・生徒の就学にかかる費用の一部を、奨励費として支給します。

九度山町の出産・子育て応援給付金

出産応援給付金（出産応援ギフト）は、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した妊婦の方に、妊娠1回につき現金5万円を支給します。

子育て応援給付金（子育て応援ギフト）は、令和4年4月1日以降に出生した新生児を養育している方に、対象児童1人につき現金5万円を支給します。

九度山町出産祝金（町独自制度）

令和5年度以降に九度山町に生まれた新生児1人につき、10万円を支給します（条件あり）。

九度山町空き家移住推進補助金（町独自制度）

九度山町内の空き家へ移住し、補助対象となる要件を満たした方に補助金を交付します。

九度山町移住支援事業補助金（県・町事業）

東京圏からの移住を促進するため、県内に移住し、補助対象となる要件を満たした方に補助金を交付します（和歌山県移住支援事業：移住支援金）。

九度山町定住促進支援補助金（町独自制度）

九度山町内に住宅を購入し、補助対象となる要件を満たした方の住宅取得に対し、補助金を交付します。

※令和8年3月31日までの事業

※記載されている制度内容は、国や県の方針等に伴い、期間中に変更される可能性があります。

3 仕事と子育て生活の両立支援

(1) 仕事と子育ての両立のための環境整備

| 施策 | 概要 |
|-------------------|---|
| ①働き方の見直しについての意識啓発 | 男性も含め今までの働き方を変えることによって、男女ともに仕事と子育てを両立できるよう、調和のとれた働き方の意識啓発に努めます。 |
| ②男女共同参画意識の向上 | 家庭における男女共同参画を促進するために、家庭、地域、職場において、育児や介護などの家族的責任に対する一層の啓発活動に努めます。 また、老若男女様々な人々に、あらゆる機会を通じて性差による差別をなくす働きかけや情報提供に努めます。 |
| ③育児休業制度の周知・PR | 育児休業の取得促進について、関係機関と連携しながら、様々な機会と媒体を通じて制度の周知・PRに努めます。 |
| ④特定事業主行動計画の推進 | 本町職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、子育て支援を計画的かつ着実に推進するために、行動計画の評価・反省を行うことで、新たな目標を定めた行動計画を策定しました。また、イントラネットを通じて職員に計画内容の周知を図ります。 |
| ⑤企業や職場の理解・協力の促進 | 男女ともに仕事と子育てを両立できるよう、育児休業制度の利用促進や長時間労働の抑制など、事業主や企業等への啓発とともに協力の働きかけを行います。 また、ワーク・ライフ・バランスの実現や一般事業主行動計画に関して、さらなる事業主や就業者等への広報・啓発に取り組みます。 |

(2) 次代の親となる若い世代への支援

| 施策 | 概要 |
|------------------------------|--|
| ①中学生と幼児の交流 | これから親になっていく世代が、子どもや子育ての大切さを実感できるように、中学生と幼稚園児、保育所児との交流授業（保育実習）を継続して実施します。 |
| ②わかやま就職支援センター「はたらコーデわかやま」の啓発 | 若い世代の就労を支援するための相談窓口として、県の就職支援センター「はたらコーデわかやま」の広報による啓発に努めます。 |

4 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくりの推進

(1) 子育てしやすい生活環境の整備

| 施策 | 概要 |
|-----------|---|
| ①町営住宅等の整備 | 若い世代の定着のために、子育て世代向けの町営地域優良賃貸住宅（さくら団地）、入郷地区の町営単独住宅（4世帯）を提供しています。また、令和7年度に町営地域優良賃貸住宅（さくら2号団地）を14世帯新設する予定です。引き続き、子育て世代が定住できる住宅の提供を検討します。 |

(2) 子どもの安全・安心の確保

| 施策 | 概要 |
|-------------------|--|
| ①安全な道路交通環境の整備 | 子育て家庭が安全・安心に生活できるように、子どもの視点、子ども連れの親の視点を考慮して、引き続き道路交通環境の整備を行います。 歩道の整備については、地域住民との合意形成を図りながら、緊急性の高い箇所から整備します。また、歩道設置が困難な箇所についても、歩行者の安全に配慮した整備を行います。 |
| ②交通安全施設の整備・改良 | 通学路や交通事故多発地点において、引き続き危険箇所の把握、点検に努め、ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の重点的な整備・改良を図ります。また、関係機関と連携をとりながら、信号や標識の設置などを進めます。 |
| ③ユニバーサルデザインのまちづくり | 公共施設をはじめとする、多くの人々が利用する施設や道路などについては、ユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりを推進します。 また、道路環境については、段差の解消、歩道の確保などを進めるとともに、国、県に交通バリアフリーの推進を要望します。さらに、改修や歩道の確保が困難であるような道路については障がい物の撤去、平坦性の確保、誘導・警告ブロックの整備など可能な範囲の整備を計画的に推進します。 |
| ④防犯灯等の整備 | 本町では犯罪がほとんどないため、防犯対策への取り組みが遅れていますが、地区からの要望による防犯灯のLED化を推進し、防犯灯の設置支援、防犯カメラの設置拡大を検討します。また、防犯パトロールを継続実施するとともに、自主パトロール団体の結成等に向けて啓発を進めます。 |

| 施策 | 概要 |
|---------------|---|
| ⑤犯罪を防止する環境づくり | 引き続き、学校やP T A、各種団体等と協力して地域ぐるみでの防犯意識の高揚と啓発に努めます。 |

(3) 医療体制の整備

| 施策 | 概要 |
|------------------------|---|
| ①近隣市町との連携を含めた小児医療体制の充実 | 地域の小児医療体制の充実を図るため、現在の橋本・伊都圏域での連携を継続します。 |
| ②医療機関の周知とかかりつけ医づくりの推進 | 休日応急診療所、町内開業医、近隣市町の病院や小児科等の医療機関の周知に努めるとともに、わかやま医療情報ネット、子ども救急相談ダイヤル（#8000）の活用を推進します。休日急患診療所についてはホームページに掲載しています。 また、子どもの健康管理、疾病予防に関して、いつでも気軽に健康相談ができる「かかりつけ医づくり」を様々な機会を通じて推進します。 |
| ③医療費軽減の維持 | 各種の医療費助成を今後も維持していきます。 |

九度山町の医療費軽減への取り組み

乳幼児医療費の軽減

小学校入学前までの乳幼児を対象に、健康の保持増進および福祉の増進を図ることを目的に医療費を助成しています。

子ども医療費助成（町独自制度）

小学校1年生から18歳までを対象に、医療費を助成しています。

ひとり親家庭医療費の軽減

配偶者のいない母または父で、18歳未満の児童を扶養している方とその18歳未満の児童を対象に、医療費を助成しています。

(4) 母子保健の充実

| 施策 | 概要 |
|---------------------|---|
| ①安心して妊娠、出産ができる体制の強化 | <p>安心して妊娠、出産ができるよう、妊娠届出書等によりすべての妊婦の状況を把握し、状況に応じた相談やハイリスク妊婦を中心とした個別訪問の充実に努めます。妊婦の健康は胎児の健康に直接つながるものであり、喫煙や飲酒等の問題に対しても啓発活動を強化します。</p> <p>妊婦とおおむね1歳までの子どもを持つ母親を対象として、妊産婦の交流、保健師等による相談・指導、沐浴実習などを行う妊産婦交流会を開催します。</p> <p>また、行政の支援だけではなく、地域の中で楽しんで子育てができるように、妊娠中からの友だちづくりを支援します。</p> |
| ②親と子の健康づくり支援の充実 | <p>乳幼児健診は、子どもの発達確認、障がいの早期発見とともに育児不安解消や虐待予防など母親の子育て支援の場として重要であるため、受診率の向上および未受診児の100%把握に取り組みます。また、育児に不安を持つ育児者の減少をめざして、健診などを通じて発達相談、育児相談により育児者自身を支えるとともに、相談機関の情報提供を確実に実施します。</p> <p>予防接種については、今後も新生児訪問、健康相談、健診や乳幼児健診時に接種を勧奨します。</p> |
| ③不妊の相談および情報提供の充実 | <p>不妊に関する不安や悩みを解消するために、和歌山県不妊専門相談センターの紹介や情報提供を行います。また、不妊に関する情報提供、不妊治療に対する理解を広めるために、ホームページ等を通じた啓発活動を行います。</p> |

■九度山町の母子保健事業一覧（令和6年度）

| 施策・事業の種類 | 具体的な事業内容 |
|------------------|--|
| 九度山町の出産・子育て応援給付金 | <p>出産応援給付金（出産応援ギフト）は、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した妊婦の方に、妊娠1回につき現金5万円を支給。</p> <p>子育て応援給付金（子育て応援ギフト）は、令和4年4月1日以降に出生した新生児を養育している方に、対象児童1人につき現金5万円を支給。</p> |
| 九度山町出産祝金（町独自制度） | 令和5年度以降に九度山町に生まれた新生児1人につき、10万円を支給（条件あり）。 |
| 相談体制 | 電話や来庁による相談に随時対応。 |

| 施策・事業の種類 | 具体的な事業内容 |
|--------------------------------|--|
| 出産・育児に関する家庭訪問、相談と情報提供体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○母子保健手帳の交付と保健指導の実施。 ○保健師が全数新生児訪問を実施。 ○すくすく健康相談、発達相談の実施。 ○親子教室（月2回）の実施。 ○訪問指導事業（フォロー児、健診未受診児等）の実施。 ○妊産婦交流会の実施。 |
| 節目健康相談 | 10 か月児、12 か月児、2 歳児の健康相談の実施。 |
| 発達相談 | <ul style="list-style-type: none"> ○公認心理士による発達検査を実施。 ○子どもの言葉やきこえ、こころやからだの発育等に関する総合相談として実施。 |
| すくすく健康相談 | 妊産婦・乳幼児等どなたでもお越しいただける健康相談を同時開催し、保健師による発育発達・育児相談および歯科衛生士によるむし歯予防教室を実施。 |
| 妊娠期および子育て期の健康に関する知識の普及と仲間づくり支援 | 妊産婦交流会、すくすく健康相談、親子教室（ひよこクラブ）の実施。 |
| 妊産婦アクセス支援助成事業 | 分娩取扱施設まで遠方の妊婦に対し妊婦健診、産婦健診、診療または出産のために要した交通費や宿泊費について助成。 |
| 産後ケア事業 | 産後の育児支援を必要とする母子に対し、心身のケアや育児に対する指導等を実施。 |
| 妊産婦健康診査等費助成事業 | 妊娠から産後1 か月までの母と子の健診と新生児聴覚検査の費用の一部を助成。 |
| 乳幼児の健康診査体制 | 乳幼児健診の実施（4 か月児、6 か月児、1 歳6 か月児、3 歳6 か月児）。 |
| 栄養相談 | 乳幼児健診時、栄養士から個別指導を実施。 |
| 乳幼児健診後のフォロー体制 | 乳幼児健診後に再検査が必要な場合に、医療機関受診勧奨、保健所での療育相談、巡回相談等の専門相談につなぐ。 |
| 母子保健推進員活動 | 母子保健推進員による家庭訪問、乳幼児健診・親子教室の補助・定期研修・イベントへの支援等を行う。 |
| 予防接種 | 国が定めた予防接種を体調の良い状態で早期に接種できるよう支援。 |
| 歯科保健事業 | 乳幼児期からのむし歯予防教室、親子教室でのおやこ歯みがき教室、幼稚園・保育所の出前教室として幼児歯みがき教室を実施。 |

(5) 食育の推進

| 施策 | 概要 |
|----------------------|---|
| ①食生活に関する啓発の推進 | 「食」は、人の生きる糧であり、望ましい食生活を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の定着を図るため、保健師、管理栄養士による健康相談やホームページにより、食に関する知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるように支援します。 |
| ②妊娠期における食に関する学習機会の充実 | 生まれた後の子どもが健康に生活するためにも、妊娠期からの食育を徹底する必要があります。年3回の妊産婦交流会等を通じて食育の指導を徹底します。 |
| ③発達段階に応じた食育の推進 | 乳幼児健康診査では、栄養士による個別栄養教室や栄養相談を実施するとともに、健診時には食育の本を配布します。また、親子教室（ひよこクラブ）の中で、歯科衛生士、保育士、保健師等による食育の指導を実施します。 |
| ④バラエティ豊かな給食の促進 | 子どもの身体の健全な発達に資するため、食育推進計画の策定を進めるとともに、学校給食については、「毎月の献立」と毎日の給食食材の説明や季節行事に因んだ献立など食育に関連した情報を「食育だより」としてホームページから発信しています。保育所ではクラスごとの食育計画を立てて実践しています。 |

(6) 思春期保健対策の推進

| 施策 | 概要 |
|-----------------------|--|
| ①各関係機関との連携 | ケース会議において青少年センター等の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。 |
| ②性・喫煙・飲酒・薬物等に関する知識の普及 | 学校と連携を図り、命の大切さと性に関する正しい知識を身につけ、自分や周りの人たちを大切にそして命を大切に成長できるよう「いのちの授業」を実施します。保護者学級、父母クラブでの研修会も実施し、正しい知識の普及啓発を図ります。また、未成年者の喫煙・飲酒・薬物等の健康への影響について、正しい知識の普及啓発を図ります。 |

5 援助の必要な家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

| 施策 | 概要 |
|----------------------|---|
| ①児童虐待防止のためのネットワークの充実 | <p>本町では、要保護児童またはその疑い、もしくは恐れのある児童の早期発見とその適切な保護を図るために「九度山町要保護児童対策地域協議会」を設置しています。</p> <p>現在、2か月に1回、「九度山町要保護児童対策地域協議会」の実務者会議を開催し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めています。</p> <p>見守りが必要となるケースに対して、民生委員・児童委員をはじめ、行政と地域全体で支える体制を強化します。</p> |
| ②暴力や虐待、育児放棄等の防止 | <p>近年、家庭内暴力や子どもへの虐待、育児放棄等が問題となっており、学校、福祉事業者、関係機関等と連携してその防止に努めます。個別のケースについては、「九度山町要保護児童対策地域協議会」で協議を行います。</p> <p>また、身近な地域社会における見守りや声かけ、相談の受け入れなどが重要であり、地域団体と連携した虐待防止、通報体制の整備に努めます。</p> |

(2) ひとり親家庭への自立支援

| 施策 | 概要 |
|----------------------|---|
| ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | <p>ひとり親家庭が自立した生活を営めるように、相談事業や経済的支援等に取り組んでいきます。また、ひとり親家庭への自立支援に関する事業等を幅広く知ってもらえるように、より一層の情報提供に努めます。あわせて、養育力（生活力）のレベルアップに向けての指導力の向上を図ります。</p> |
| ②ひとり親家庭への各種手当・医療費の助成 | <p>ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担を軽減します。</p> |

(3) 外国につながる子どもへの支援の充実

| 施策 | 概要 |
|-------------|---|
| ①早期適応教室の検討 | 日本語による授業の理解が困難な外国人の児童・生徒を支援するため、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行う早期適応教室を検討し、小中学校への早期適応を図ります。 |
| ②日本語指導助手の配置 | 日本語による授業の理解が困難な外国人の児童・生徒を支援するため、日本語指導助手の配置を検討し、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行います。 |
| ③英語教育の充実 | 国の方針にのっとり、子どもが生の英語に触れる機会を増やし、グローバル社会に適応できる支援を推進します。 |

(4) 社会的援護・配慮が必要な子どもへの支援

| 施策 | 概要 |
|---------------------|---|
| ①疾病や事故の予防および早期発見・治療 | 乳幼児健康診査や健康相談を実施しており、今後も障がいの予防や、早期発見・治療ができるよう、また、事故防止の啓発を継続実施します。 |
| ②妊婦の健康診査 | 障がいの早期発見のため、妊婦の健康診査に対する補助を行っており、今後も継続実施します。 |
| ③就学指導・支援を含めた教育支援体制 | 教育委員会との連携強化により、就学にあたり特別に支援が必要な就学前児童を早期に把握し、適切な対応を行います。 |
| ④障がいに関する研修の充実 | 教職員や保育士等が、障がいに対する正しい知識と理解を深めるために、障がいをはじめとする各種研修に参加することで充実に図ります。特に、内部障がいや学習障がい、強度行動障がいなど、一般に理解の進んでいない障がいについて、理解を深めます。 |
| ⑤ヤングケアラーの啓発と支援の充実 | 個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合があり、顕在化しづらいヤングケアラーの問題について、子ども当事者への啓発活動を行うとともに、福祉・医療・教育等の関係機関が連携し、早期発見・把握に努めます。また、必要に応じて相談対応等の支援を実施します。 |

第5章 子ども・子育て支援事業の体制整備

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに量の見込み、確保の内容、実施時期を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、1か所で全町的な利用ニーズに対応している事業等もあることから、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）と設定し、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備に努めます。

2 教育・保育等の「量の見込み」と確保方策

(1) 教育・保育の必要量の認定

支援制度では、3つの認定区分に応じて、幼稚園や保育所等の施設の利用先が決まってきます。利用を希望する場合は、認定を受ける必要があります。認定区分、利用施設については以下のようになります。

| 認定区分 | | 利用施設 |
|------|---|--------------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前児童 （子ども・子育て支援法第19条第1項第1号） | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 （保育を必要とする子ども） （子ども・子育て支援法第19条第1項第2号） | 保育所 認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 （保育を必要とする子ども） （子ども・子育て支援法第19条第1項第3号） | 保育所 認定こども園 地域型保育事業 （小規模保育等） |

【提供体制、確保策の考え方】

- 教育・保育の提供体制については、平成17年に九度山幼稚園の余裕教室を活用して、九度山保育所（運営は社会福祉法人に委託）を開設、待機児童を出さない体制を整備しています。
- 教育（1号認定）については、令和6年度現在、九度山幼稚園1園の提供体制があります。
- 保育（2号認定、3号認定）については、令和6年度現在、九度山保育所1園の提供体制があります。

【量の見込み】

■ 1号認定（3～5歳、教育のみ）

単位（人）

| | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|----------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み （必要利用定員総数） | | 8 | 9 | 6 | 6 | 6 |
| ②確保の 内容 | 幼稚園・ 認定こども園 | 8 | 9 | 6 | 6 | 6 |
| ②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 2号認定（3～5歳、保育の必要性あり）

単位（人）

| | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|----------------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み （必要利用定員総数） | | 28 | 31 | 23 | 23 | 22 |
| ②確保の 内容 | 保育所・ 認定こども園 | 27 | 30 | 22 | 22 | 21 |
| | 幼稚園・ 認定こども園※ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 2号認定のうち、教育の利用希望が高い者

■ 3号認定（0歳、保育の必要性あり）

単位（人）

| | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み （必要利用定員総数） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②確保の 内容 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 保育所・ 認定こども園 | | | | | |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 3号認定（1歳、保育の必要性あり）

単位（人）

| | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み （必要利用定員総数） | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| ②確保の 内容 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| 保育所・ 認定こども園 | | | | | |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 3号認定（2歳、保育の必要性あり）

単位（人）

| | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み （必要利用定員総数） | 6 | 8 | 7 | 6 | 6 |
| ②確保の 内容 | 6 | 8 | 7 | 6 | 6 |
| 保育所・ 認定こども園 | | | | | |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所、幼稚園等を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所、幼稚園等を利用できる事業です。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施する予定です。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 単位（人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み※ | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0歳（6か月） | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1歳 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2歳 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保の内容 | | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 0歳（6か月） | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1歳 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2歳 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②-① | | 3 | 3 | 3 | 3 |

【提供体制、確保策の考え方】

○令和9年度までは経過措置として上限3時間での見込みが可能とされているため、1人1月あたり令和9年度までは3時間、令和10年度から10時間として量の見込みを算出しています。

○各年度0人を見込んでいますが、利用者のニーズがあれば対応できるよう、令和8年度以降に3人分の提供体制を確保できるよう検討していきます。

※①量の見込みにおいては、小数点以下を四捨五入して算出しています。

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

【量の見込み】

| | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 | |
|------------------------|-----------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----|
| 延長保育事業 | 人 | 21 | 23 | 19 | 18 | 17 | |
| 放課後児童健全育成事業 | 人 | 54 | 51 | 54 | 47 | 42 | |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 人日 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 地域子育て支援拠点事業 | 人回 | 319 | 353 | 319 | 285 | 285 | |
| 一時預かり 事業 (幼稚園型) | 幼稚園型Ⅰ | 人日 | 279 | 314 | 209 | 209 | 209 |
| | 幼稚園型Ⅱ | 人日 | 179 | 203 | 191 | 167 | 167 |
| 一時預かり事業 (幼稚園型以外) | 人日 | 6 | 7 | 6 | 5 | 5 | |
| 病児保育事業 | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ファミリー・サポート・ センター事業 | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 妊婦健診事業 | 人 | 13 | 13 | 12 | 11 | 11 | |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 人 | 9 | 10 | 9 | 8 | 8 | |
| 養育支援訪問事業 | 人 | 9 | 10 | 9 | 8 | 8 | |
| 利用者支援 事業 | こども家庭センタ ー型(母子保健型) | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 妊婦等包括相談 支援事業型 | 回 | 29 | 29 | 26 | 24 | 23 |
| 産後ケア事業 | 人日 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| 子育て世帯訪問支援事業 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 児童育成支援拠点事業 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 親子関係形成支援事業 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

① 延長保育事業（0～5歳）

■延長保育事業

単位（人）

| | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み | 21 | 23 | 19 | 18 | 17 |
| ②確保の内容 | 21 | 23 | 19 | 18 | 17 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【事業内容】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

○延長保育については、令和6年度現在1か所の保育所で実施しており、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

② 放課後児童健全育成事業（小学生）

■放課後児童健全育成事業

単位（人）

| | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み | 54 | 51 | 54 | 47 | 42 |
| 1年生 | 4 | 7 | 16 | 7 | 7 |
| 2年生 | 16 | 4 | 7 | 14 | 7 |
| 3年生 | 11 | 17 | 4 | 7 | 14 |
| 4年生 | 10 | 9 | 13 | 3 | 5 |
| 5年生 | 8 | 10 | 9 | 12 | 3 |
| 6年生 | 5 | 4 | 5 | 4 | 6 |
| ②確保の内容 | 54 | 51 | 54 | 47 | 42 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

○放課後児童健全育成事業（学童保育）については、令和6年度現在1か所（九度山ひまわりキッズ）で1年生から6年生までの受け入れを行っています。引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）（0～5歳）

■子育て短期支援事業

単位（人日）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保の内容 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

- 子育て短期支援事業については、令和6年度現在1か所で実施しており、各年度1人日を見込んでいます。
- 今後も引き続き利用者の緊急時等のニーズに対応できる提供体制を確保します。

④ 地域子育て支援拠点事業（0～2歳）

■地域子育て支援拠点事業

単位（人回）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 319 | 353 | 319 | 285 | 285 |
| ②確保の内容 | 319 | 353 | 319 | 285 | 285 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【事業内容】

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

- 地域子育て支援拠点事業については、令和6年度現在2か所で実施しています。令和7年度は319人回、令和11年度は285人回を見込んでいます。
- 今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑤ 一時預かり事業（0～5歳）

■一時預かり事業

単位（人日）

| | | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 幼稚園型 | ①量の 見込み | 幼稚園型Ⅰ | 279 | 314 | 209 | 209 | 209 |
| | | 幼稚園型Ⅱ | 179 | 203 | 191 | 167 | 167 |
| | ②確保 の内容 | 幼稚園型Ⅰ | 279 | 314 | 209 | 209 | 209 |
| | | 幼稚園型Ⅱ | 179 | 203 | 191 | 167 | 167 |
| | ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 幼稚園型 以外 | ①量の見込み | | 6 | 7 | 6 | 5 | 5 |
| | ②確保の内容 | | 6 | 7 | 6 | 5 | 5 |
| | ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

- 幼稚園型（幼稚園型Ⅰ：3～5歳、幼稚園型Ⅱ：保育利用の0～2歳）については、令和6年度現在2か所で実施しています。幼稚園型以外（0～5歳）については、令和6年度現在1か所で実施しています。
- 幼稚園型Ⅰについては、令和7年度279人日、令和11年度209人日、幼稚園型Ⅱについては、令和7年度179人日、令和11年度167人日を見込んでいます。幼稚園型以外については、令和7年度6人日、令和11年度5人日を見込んでいます。
- 今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑥ 病児保育事業（0～5歳）

■病児保育事業

単位（人日）

| | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保の内容 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【事業内容】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

○病児保育事業については、実績はありませんが、広域での利用を含め、利用者のニーズがあれば対応できる提供体制を確保します。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（0歳～小学6年生）

■ファミリー・サポート・センター事業

単位（人日）

| | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保の内容 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

○ファミリー・サポート・センター事業については、ニーズがないため現在実施していませんが、今後利用者のニーズがあれば対応できる提供体制を確保します。

⑧ 妊婦健診事業

■妊婦健診事業

単位（人）

| | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み | 13 | 13 | 12 | 11 | 11 |
| ②確保の内容 | 13 | 13 | 12 | 11 | 11 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【事業内容】

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行い、また適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

○妊婦健診事業については、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

■乳児家庭全戸訪問事業

単位（人）

| | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み | 9 | 10 | 9 | 8 | 8 |
| ②確保の内容 | 9 | 10 | 9 | 8 | 8 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

○乳児家庭全戸訪問事業については、今後も子育て家庭の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑩ 養育支援訪問事業

■養育支援訪問事業

単位（人）

| | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み | 9 | 10 | 9 | 8 | 8 |
| ②確保の内容 | 9 | 10 | 9 | 8 | 8 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導や助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育や支援の実施を確保する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

- 養育支援訪問事業については、令和7年度9人、令和11年度8人を見込んでいます。乳児家庭全戸訪問事業とあわせ、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑪ 利用者支援事業

■利用者支援

単位（か所/回）

| | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| こども家庭センター型 （母子保健型） | ①量の見込み（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | ②確保の内容（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 妊婦等包括相談 支援事業型 | ①量の見込み（回） | 29 | 29 | 26 | 24 | 23 |
| | ②確保の内容（回） | 29 | 29 | 26 | 24 | 23 |
| | ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【事業内容】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

- 利用者支援事業については、平成30年4月より子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑫ 産後ケア事業

■産後ケア事業

単位（人日）

| | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ②確保の内容 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【事業内容】

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

- 産後ケア事業については、令和6年度より実施しており、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、育児・家事等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

- 子育て世帯訪問支援事業については、利用ニーズを把握しつつ、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、支援を検討していきます。現時点では対応できる体制が整備されていないため、ニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携し、必要に応じて支援できる体制の整備を検討します。

⑭ 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

○児童育成支援拠点事業については、現時点では対応できる体制が整備されていないため、ニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携し、必要に応じて支援できる体制の整備を検討します。

⑮ 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

○親子関係形成支援事業については、現時点では対応できる体制が整備されていないため、ニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携し、必要に応じて支援できる体制の整備を検討します。

⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

○国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

⑰ 多様な主体の参入促進事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

○新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等に努めます。

4 その他の提供体制

(1) 教育・保育の一体的提供・推進

【国の考え方】

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割およびその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取り組みの推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携

【九度山町の方向性】

- 教育・保育体制については、平成17年に九度山幼稚園の余裕教室を活用して、九度山保育所（運営は社会福祉法人に委託）を開設、同じ敷地内に幼稚園と保育所を併設し、待機児童を出さない体制を整備しています。
- 幼稚園、保育所において、質の高い幼児期の教育を推進する一つとして小学校や中学校での学校教育に円滑に接続した九度山町独自の特色のある英語教育を計画的に行います。
- 認定こども園への移行については、長期的に検討していきます。
- 地域の実情や施設の状況を踏まえ、幼稚園、保育所への柔軟な受け入れ、入園需要に応じた定員の見直し、ニーズに対応した教育・保育内容、施設整備など、時代に即した対応を行います。

(2) 児童福祉・母子保健サービスの一体的支援

【国の考え方】

<こども家庭センターの設置>

- 市区町村における子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の見直し
- すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努める
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う

【九度山町の方向性】

- 児童福祉・母子保健サービスについては、九度山町の各関係機関と子育て世代包括支援センターが連携して実施しています。
- こども家庭センターを設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うことを検討していきます。

第6章 計画の推進体制

(1) 地域における推進体制

本計画を実効性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報等の媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と十分に連携を図りつつ計画を推進します。

(2) 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、計画策定担当課（福祉課）が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

(3) 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理および評価を行います。

また、庁内会議などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

この計画における事業目標は、住民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

資料編

1 九度山町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、「九度山町子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を定めるため、「九度山町子ども・子育て会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に関する事。
- (2) その他計画策定のために必要な事項の決定に関する事。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織し、委員は行政関係者、福祉関係者及び教育・保育関係者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱又は任命した日からその翌年度の末日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 九度山町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱は、廃止する。

2 九度山町子ども・子育て会議委員名簿

| 氏名 | 団体名および役職 | 備考 |
|-------|--------------------|-----|
| 阪中 宣之 | 小中学校長会長 九度山中学校長 | 副会長 |
| 阪本 基文 | 学童保育指導員 | |
| 浦 由子 | 九度山保育所長 | |
| 三浦 和徳 | 総括参事 | 会長 |
| 辻 正雄 | 教育長 | |
| 土本 均 | 学校教育課長 | |
| 河合 利恵 | 住民課長 | |
| 正野 恵胤 | 福祉課長 | |
| 垣花 若子 | 保健師 | |

※順不同、敬称略

用語集

| | 用語 | 解説 | 初出頁 |
|--------|---------------------|--|-----|
| あ 行 | アセスメント | 利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる評価・分析のことをいう。 | 78 |
| | 一時預かり事業 （幼稚園型Ⅰ） | 幼稚園や認定こども園（1号認定）に就園する園児に対し、保護者の急な用事等で家庭での保育が困難となった園児を一時的に預かる事業。 | 71 |
| | 一時預かり事業 （幼稚園型Ⅱ） | 満3歳未満の保育の必要性のある子どもに対し、幼稚園（新制度園および私学助成園）において定期的な預かりを行う事業。 | 71 |
| | 一時預かり事業 （幼稚園型以外） | 認定こども園、小規模保育事業所、認可外の保育施設で保護者の病気、監護、冠婚葬祭や育児疲れの解消などにより緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児等を一時的に預かる事業。 | 19 |
| か 行 | 外国につながる子ども | 国籍に関わらず、海外に自分自身のルーツがあり、多様な言語・文化・価値観・慣習などの中で育ってきた子ども。 | 41 |
| | 核家族 | 夫婦とその未婚の子ども（夫婦のみ、一人親世帯を含む）で成り立つ家族のこと。 | 7 |
| | 家庭教育支援員 | 身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取り組みや講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりする家庭教育支援チームに所属する支援員。 | 34 |
| | 家庭的保育 | 保育者の居宅等で少人数の乳幼児を対象に行われる小規模の保育事業。児童福祉法第34条の15第2項により、区市町村の認可を受けて行うものと、認可を受けずに行うものがある。 | 24 |
| | 居宅訪問型保育 | 保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児であって、次のいずれかに該当すると市町村長が認めたもの。 ①障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合。 ②保育所の閉鎖等により、保育所等による保育を利用できなくなった場合。 ③入所勧奨等を行ってもなお保育の利用が困難であり、市町村による入所措置の対象となる場合。 ④ひとり親家庭の保護者が夜間・深夜の勤務に従事する場合等、保育の必要の程度および家庭等の状況を勘案し必要な場合。 ⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難である場合。 | 24 |
| | コーホート変化率法 | 各コーホート（同じ年または同じ時期に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。 | 5 |
| | こども大綱 | こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5年12月22日、こども基本法に基づき、閣議決定された。 | 1 |
| さ 行 | 事業所内保育施設 | 企業が従業員の子どもを対象に開設した保育施設。地域の保育を必要とする子どもの保育（地域枠）を設けて実施する。 | 24 |
| | 市町村行動計画 | 次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児および幼児の健康の確保および増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに策定することができる計画。 | 2 |

| 用語 | | 解説 | 初出頁 |
|--------|-----------------------|--|-----|
| さ 行 | 児童虐待 | 子ども・未成年に対する虐待のこと。虐待の内容により以下の4つに分類される。 ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。 ②性的虐待：児童にわいせつ行為をすること、または児童を性的対象にさせたり、わいせつ行為や写真を見せること。 ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、もしくは長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 ④心理的虐待：児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 | 41 |
| | 住民基本台帳 | 市町村において、氏名・生年月日・性別・住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の居住関係の公証、選挙人名簿への登録やその他の住民に関する事務処理の基礎となるもの。 | 4 |
| | 小規模保育事業 (小規模な保育) | 利用定員6人以上 19 人以下の範囲で保育施設等において保育する事業。 | 25 |
| た 行 | 待機児童 | 幼稚園・保育所等への入所条件を満たし、入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。 | 34 |
| | 男女共同参画 | 男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切に、家庭生活をはじめ、地域や職場等の社会での環境づくりが求められている。 | 37 |
| | 特別支援教育 | 障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う教育。 | 46 |
| な 行 | 認可外保育施設 (認可外の保育施設) | 児童福祉法第 35 条第 4 項の認可または就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の認可を受けていない保育施設。対象施設は市町村への届出が義務づけられる。 | 24 |
| | 認定こども園 | 小学校就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。 | 24 |
| は 行 | ファミリー・サポート・センター | 援助を受けたい人と、援助を行いたい人の相互援助活動に関する連絡・調整を行う組織。市町村が設置し、市町村または市町村の委託を受けた法人が運営する。 | 17 |
| | 不登校 | 心理的、情緒的、身体的、社会的要因などにより、登校しない、またはしたくてもできない状態を指す。文部科学省の調査では、年間 30 日以上欠席した児童・生徒のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童・生徒」と定義している。 | 34 |
| ま 行 | 民生委員・児童委員 | 厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、市町村、社会福祉協議会、地域の関係機関・団体やボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりに努める委員。 | 22 |
| や 行 | ヤングケアラー | 家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行うことにより、本来受けるべき教育が受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できなかったりする未成年、または未成年時代にそのような状況にあった人のこと。 | 65 |
| | 幼稚園の預かり保育 | 幼稚園において、通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、定期的な利用のみを指す。 | 24 |
| わ 行 | ワーク・ライフ・バランス | 仕事と生活の調和。働くすべての人々が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった、仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。 | 37 |

九度山町第3期子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行：九度山町役場 福祉課

〒648-0198 和歌山県伊都郡九度山町九度山1190

TEL：0736-54-2019（代表） FAX：0736-54-2022
